

郵便ポスト利用者の安全確保・利便性向上等に関する
行政評価・監視

結 果 報 告 書

【別冊：事例表等】

平 成 2 6 年 3 月

総務省九州管区行政評価局

目 次

○ 利用者の安全確保等の観点から改善の余地があるもの	1
I-3 利用者が車両と接触する危険性があるもの	3
I-25 歩行者の通行の妨げになる場所に設置されているもの	16
I-26 倒壊の危険があるもの (土台の腐食、ひび割れ、劣化等による傾き、ぐらつき)	18
I-2 郵便ポストの保護上安全な場所に設置されていないもの	23
I-1 交通の要路で衆目に触れやすい場所に設置されていないもの	24
○ 郵便ポストの設置場所の段差等により車いす使用者の利用が困難	25
III-(2)-48・49 利用位置までに段差、傾斜があり車いす使用者にとって 障害となっているもの	26
III-(2)-50 周囲に障害物があり車いす使用者にとって障害となっているもの	85
III-(2)-51 差入口が高いため、車いす使用者にとって障害となっているもの	96

○ 利用者の安全確保等の観点から改善の余地があるもの

I 設置関係		総括表										
管理する郵便局	福岡中央	博多北	城南	福岡東	和白	計	宮崎中央	鹿児島中央	鹿児島東	鹿児島南	計	合計
累計件数	2	5	1	1	0	9	3	1	2	7	10	22

I-3		事例内容 利用者が車両と接触する危険性があるもの										
管理する郵便局	福岡中央	博多北	城南	福岡東	和白	計	宮崎中央	鹿児島中央	鹿児島東	鹿児島南	計	合計
件数	2	3	1	1	0	7	3	0	1	2	3	13
割合(%)	1.6	1.5	1.4	1.3	0.0	1.4	1.2	0.0	1.2	2.3	1.2	1.3

I-25		事例内容 歩行者の通行の妨げになる場所に設置されているもの										
管理する郵便局	福岡中央	博多北	城南	福岡東	和白	計	宮崎中央	鹿児島中央	鹿児島東	鹿児島南	計	合計
件数	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	2
割合(%)	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	1.1	0.4	0.2

I-26		事例内容 倒壊の危険があるもの(土台の腐食、ひび割れ、劣化等による傾き、ぐらつき)										
管理する郵便局	福岡中央	博多北	城南	福岡東	和白	計	宮崎中央	鹿児島中央	鹿児島東	鹿児島南	計	合計
件数	0	1	0	0	0	1	0	0	1	3	4	5
割合(%)	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	1.2	3.4	1.6	0.5

I-2		事例内容 郵便ポストの保護上安全な場所に設置されていないもの										
管理する郵便局	福岡中央	博多北	城南	福岡東	和白	計	宮崎中央	鹿児島中央	鹿児島東	鹿児島南	計	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
割合(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.4	0.1

I-1		事例内容 「交通の要路で衆目に触れやすい場所」に設置されていないもの										
管理する郵便局	福岡中央	博多北	城南	福岡東	和白	計	宮崎中央	鹿児島中央	鹿児島東	鹿児島南	計	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
割合(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0	0.0	0.4	0.1

(注) 1 当局の調査結果による。

2 管理郵便局別の母数は、福岡中央郵便局(124本)、博多北郵便局(194本)、城南郵便局(70本)、福岡東郵便局(78本)、和白郵便局(34本)、宮崎中央郵便局(250本)、鹿児島中央郵便局(79本)、鹿児島東郵便局(83本)、鹿児島南郵便局(88本)である。

「1-3 利用者が車両と接触する危険性があるもの」について

- 「1-3 利用者が車両と接触する危険性があるもの」のうち路側帯に設置されている郵便ポストに係る事例については、郵便ポストから路側帯の端までの残存幅員が75cm未満で、利用者が投函する際に車両と接触する危険性があるものを挙げている。
- 75cm未満とした理由については、道路交通法施行令(昭和35年10月11日政令第270号)第14条の6第2項により、車両が路側帯に入って駐停車する場合には、当該車両の左側に歩行者の通行の用に供するため0.75メートル(75cm)の余地をとることとされていることに鑑みたことによる。

道路交通法施行令(抜粋)

第十四条の六 法第四十七条第三項の政令で定めるものは、歩行者の通行の用に供する路側帯で、幅員が〇・七五メートル以下のものとする。

2 車両は、路側帯に入つて停車し、又は駐車するときは、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によらなければならない。

- 一 歩行者の通行の用に供する路側帯に入つて停車し、又は駐車する場合 当該路側帯を区画している道路標示と平行になり、かつ、当該車両の左側に歩行者の通行の用に供するため〇・七五メートルの余地をとること。この場合において、当該路側帯に当該車両の全部が入つた場合においてもその左側に〇・七五メートルをこえる余地をとることができるときは、当該道路標示に沿うこと。

二 (略)

(注)下線は当局が付した。

I-3 利用者が車両と接触する危険性があるもの

事例番号	I-3-福039
所在地	福岡市中央区今泉1-9
管轄郵便局	管理：福岡中央郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	郵便ポスト（13号）は路側帯に設置されている。当該ポストの差入口は車道に面している上、当該ポストから路側帯までの残存幅員が40cmしかなく、利用者が投函する際に車両と接触する危険性がある。



路側帯の残存幅員：40cm

事例番号	I-3-福104
所在地	福岡市中央区平尾3-30
管轄郵便局	管理：福岡中央郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	郵便ポスト（8号）は、路側帯に設置されている。当該ポストの差入口は車道に面している上、路側帯の残存幅員は52cmしかなく、郵便ポストの利用者が投函する際に車両と接触する危険性がある。



路側帯の残存幅員：52cm

事例番号	I-3-福304
所在地	福岡市博多区美野島3-14-21
管轄郵便局	管理及び収集：博多北郵便局
事例内容	郵便ポスト（8号）は路側帯に設置されている。当該ポストの差入口は車道に面している上、当該ポストの台座からの路側帯の残存幅員は53.5cmしかなく、郵便ポストの利用者が投函する際に車両と接触する危険性がある。



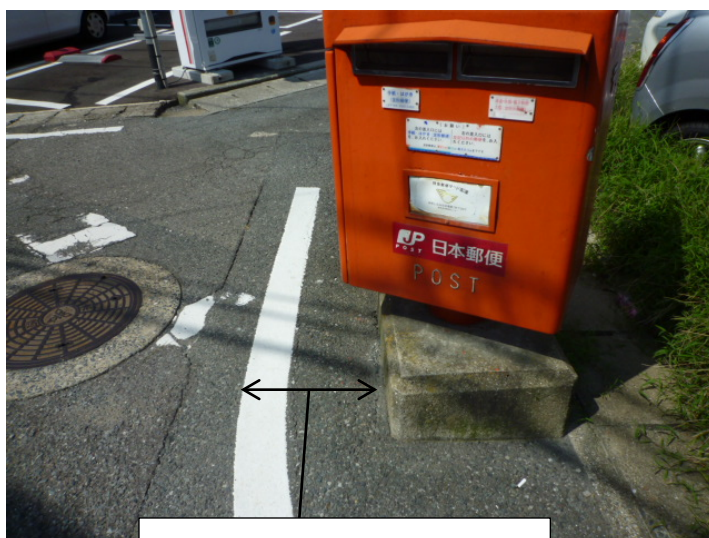
路側帯の残存幅員：53.5cm

事例番号	I-3-福323
所在地	福岡市博多区麦野4-11-59
管轄郵便局	管理及び収集：博多北郵便局
事例内容	郵便ポスト（8号）は路側帯に設置されている。当該ポストの差入口は車道に面している上、台座からの路側帯の残存幅員は68cmしかなく、郵便ポストの利用者が投函する際に車両と接触する危険性がある。



路側帯の残存幅員：68cm

事例番号	I-3-福330
所在地	福岡市博多区麦野1-20-9
管轄郵便局	管理及び収集：博多北郵便局
事例内容	郵便ポスト（8号）は、路側帯に設置されており、当該箇所では、路側帯の残存幅員は48.5cmとなっている。このため、郵便ポストの利用者が投函する際に車両と接触する危険性がある。



路側帯の残存幅員：48.5cm

事例番号	I-3-福422
所在地	福岡市城南区片江5-19
管轄郵便局	管理及び収集：城南郵便局
事例内容	郵便ポスト（13号）は、歩道及び路側帯がない道路の交差点（三差路）内に設置されている。当該ポストの差入口は道路に面していることから、郵便ポストの利用者が投函する際に車両と接触する危険性がある。



交差点（三差路）内に設置



歩道及び路側帯がない道路の交差点内に設置
 差入口は交差点に面している。
 利用者が車両と接触する危険性あり

事例番号	I-3-福526
所在地	福岡市東区香住ヶ丘2-8-2
管轄郵便局	管理及び収集：福岡東郵便局
事例内容	郵便ポスト（8号）は交差点に隣接した道路（歩道等なし）に設置されている上、当該ポストの差入口は道路に面しており、利用者が投函する際に車両と接触する危険性がある。



歩道及び路側帯がない道路の交差点付近に設置（差入口は道路側）
 利用者が車両と接触する危険性あり



事例番号	I-3-宮016
所在地	宮崎市大淀3-1-1
管轄郵便局	宮崎中央郵便局
事例内容	郵便ポストは路側帯に設置されている。当該ポストの差入口は車道に面している上、路側帯の残存幅員は50cmしかなく、郵便ポストの利用者が投函する際に車両と接触する危険性がある。



路側帯の残存幅員：50 c m

事例番号	I-3-宮066
所在地	宮崎市橘通西5-4
管轄郵便局	宮崎中央郵便局
事例内容	郵便ポストは路側帯に設置されている。当該ポストの差入口は車道に面している上、路側帯の残存幅員は66cmしかなく、郵便ポストの利用者が投函する際に車両と接触する危険性がある。



路側帯の残存幅員：66cm

事例番号	I-3-宮080
所在地	宮崎市昭和町170
管轄郵便局	宮崎中央郵便局
事例内容	郵便ポストは路側帯に設置されている。当該ポストの差入口は車道に面している上、路側帯の残存幅員は35cmしかなく、郵便ポストの利用者が投函する際に車両と接触する危険性がある。



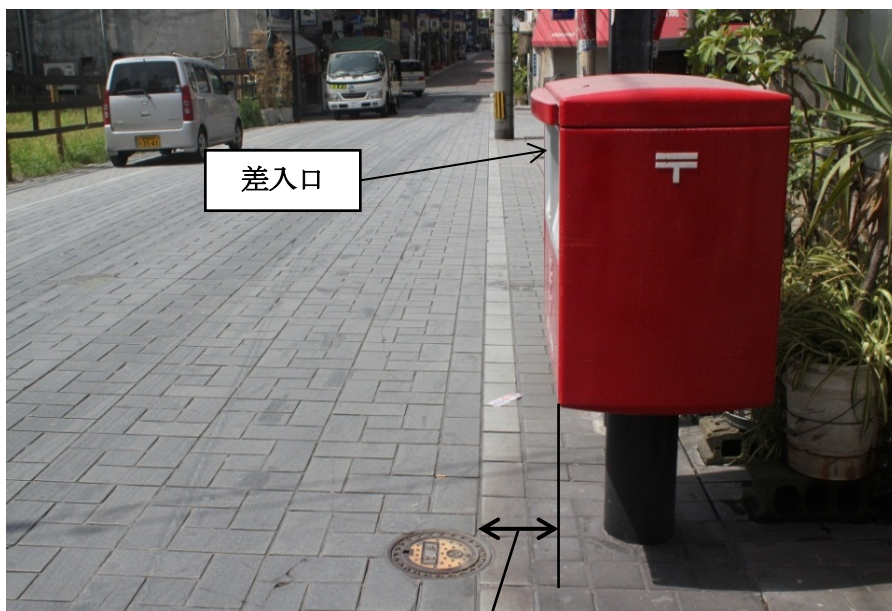
事例番号	I-3-鹿434
所在地	鹿児島市皇徳寺台5-21-8
管轄郵便局	鹿児島南郵便局
事例内容	郵便ポストは植樹帯に設置されている。当該ポストの差入口は車道に面し、郵便ポストの利用者が投函する際に車道に出ることになり、車両と接触する危険性がある。



利用者が投函する際に車道に出て
車両と接触する危険性あり



事例番号	I-3-鹿312
所在地	鹿児島市千日町3-14
管轄郵便局	鹿児島東郵便局
事例内容	郵便ポストは路側帯に設置されている。当該ポストの差入口は車道に面している上、路側帯の残存幅員は15cmしかなく、郵便ポストの利用者が投函する際に車両と接触する危険性がある。



路側帯の残存幅員：15cm

事例番号	I-3-鹿469
所在地	鹿児島市坂之上8-34-1
管轄郵便局	鹿児島南郵便局
事例内容	郵便ポストは大学敷地内の通路に設置されている。また、当該通路には、車路と歩行者用通路の区分がある。 当該ポストの差入口は車路に面している上、歩行者用通路の残存幅員は42cmしかなく、郵便ポストの利用者が投函する際に車両と接触する危険性がある。



歩行者用通路の残存幅員：42cm

I-25 歩行者の通行の妨げになる場所に設置されているもの

事例番号	I-25-福227
所在地	福岡市博多区中呉服町1-15
管轄郵便局	管理及び収集：博多北郵便局
事例内容	郵便ポスト（8号）は路側帯に設置されている。当該ポストの設置箇所では路側帯の残存幅員は63cmしかなく、歩行者の通行の妨げとなっている。



路側帯の残存幅員：63cm

事例番号	I-25-鹿469
所在地	鹿児島市坂之上8-34-1
管轄郵便局	鹿児島南郵便局
事例内容	郵便ポストは大学敷地内の通路に設置されている。また、当該通路には、車路と歩行者用通路の区分がある。 当該ポストは歩行者用通路の中央に設置されており、ポストの前後の残存幅員は、それぞれ40cm程度しかなく、歩行者の通行の妨げとなっている。

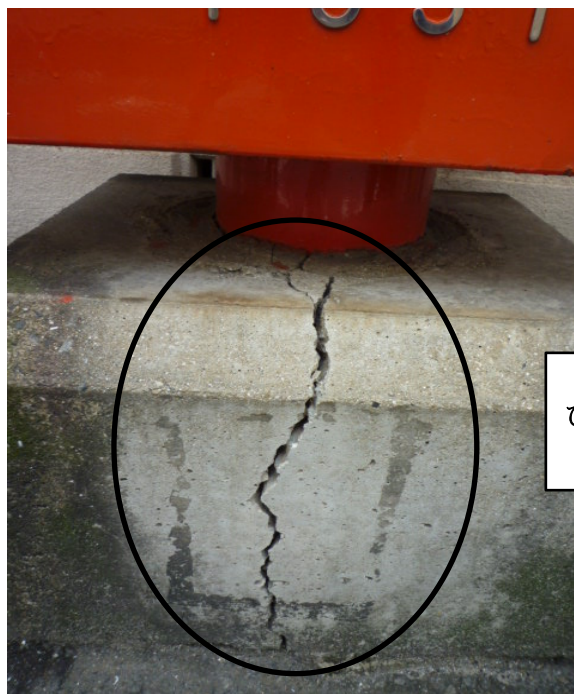


差入口側の残存幅員：42cm

ポスト後方の残存幅員：44cm

I-26 倒壊の危険があるもの(土台の腐食、ひび割れ、劣化等による傾き、ぐらつき)

事例番号	I-26-福270
所在地	福岡市博多区須崎7-1
管轄郵便局	管理及び収集：博多北郵便局
事例内容	当該郵便ポスト（8号）は、土台の中央部が縦方向にひび割れており、倒壊の危険がある。



土台の中央部が縦方向にひび割れ
土台の高さ：42cm



設置場所：道路（路側帯）

事例番号	I-26-鹿345
所在地	鹿児島市下竜尾町4-16
管轄郵便局	鹿児島東郵便局
事例内容	当該郵便ポスト（8号）は、支柱が腐食して穴が生じており、倒壊の危険がある。



ポストの支柱が腐食して穴が生じている。



事例番号	I-26-鹿458
所在地	鹿児島市東谷山5-41-12
管轄郵便局	鹿児島南郵便局
事例内容	当該郵便ポスト（9号）は、支柱が腐食しており倒壊の危険がある。



- ・支柱の根元が腐食
- ・設置場所：店舗前

事例番号	I-26-鹿466
所在地	鹿児島市坂之上1-17
管轄郵便局	鹿児島南郵便局
事例内容	当該郵便ポスト（9号）は、支柱が腐食しており倒壊の危険がある。



支柱の根元が腐食

事例番号	I-26-鹿472
所在地	鹿児島市錦江台3-23-1
管轄郵便局	鹿児島南郵便局
事例内容	当該郵便ポスト（14号）は、大部分に錆が発生している上、支柱が腐食しており倒壊の危険がある。



本体に錆が発生



支柱の根元が腐食

I-2 郵便ポストの保護上安全な場所に設置されていないもの

事例番号	I-2-鹿415
所在地	鹿児島市喜入町8375-5
管轄郵便局	鹿児島南郵便局
事例内容	当該ポスト（1号丸型）は、がけ崩れの危険があるため鹿児島県が急傾斜地崩壊危険箇所に指定した場所に設置されている。



当該ポストの付近には、急傾斜地崩壊危険箇所を示す看板が設置されている。

(看板の内容)

「急傾斜地崩壊危険箇所」

「この付近はがけ崩れの発生する危険がありますので、十分注意してください。
鹿児島県」

I-1 交通の要路で衆目に触れやすい場所に設置されていないもの

事例番号	I-1-鹿054
所在地	鹿児島市古里町1076-1
管轄郵便局	鹿児島中央郵便局
事例内容	当該ポスト（10号）は、宿泊施設の駐車場に設置されており、当該宿泊施設の廃業後も引き続き設置されている。 なお、設置場所は、付近の道路から離れた場所となっている。



○ 郵便ポストの設置場所の段差等により車いす使用者の利用が困難

Ⅲ－(2) 段差等		総括表										
管理する郵便局	福岡中央	博多北	城南	福岡東	和白	計	宮崎中央	鹿児島中央	鹿児島東	鹿児島南	計	合計
累計件数	32	33	12	10	1	88	17	6	6	9	21	126

Ⅲ－(2)－48・49		事例内容			段差があり、高齢者等の利用が困難と想定される場所に設置されているもの等							
管理する郵便局	福岡中央	博多北	城南	福岡東	和白	計	宮崎中央	鹿児島中央	鹿児島東	鹿児島南	計	合計
件数	4	17	8	3	0	32	11	5	3	8	16	59
割合(%)	3.2	8.8	11.4	3.8	0.0	6.4	4.4	6.3	3.6	9.1	6.4	5.9

Ⅲ－(2)－50		事例内容			差入口の近くに障害物があり、視覚障がい者や車いす使用者が利用しにくい場所に設置されているもの							
管理する郵便局	福岡中央	博多北	城南	福岡東	和白	計	宮崎中央	鹿児島中央	鹿児島東	鹿児島南	計	合計
件数	1	2	2	2	0	7	3	0	1	0	1	11
割合(%)	0.8	1.0	2.9	2.6	0.0	1.4	1.2	0.0	1.2	0.0	0.4	1.1

Ⅲ－(2)－51		事例内容			路面から差入口までの高さが、車いす使用者等の利用が困難と想定されるもの							
管理する郵便局	福岡中央	博多北	城南	福岡東	和白	計	宮崎中央	鹿児島中央	鹿児島東	鹿児島南	計	合計
件数	27	14	2	5	1	49	3	1	2	1	4	56
割合(%)	21.8	7.2	2.9	6.4	2.9	9.8	1.2	1.3	2.4	1.1	1.6	5.6

(注) 1 当局の調査結果による。

2 管理郵便局別の母数は、福岡中央郵便局（124本）、博多北郵便局（194本）、城南郵便局（70本）、福岡東郵便局（78本）、和白郵便局（34本）、宮崎中央郵便局（250本）、鹿児島中央郵便局（79本）、鹿児島東郵便局（83本）、鹿児島南郵便局（88本）である。

※ Ⅲ－(2)－51については、56事例のうち6事例を抜粋して掲載した。

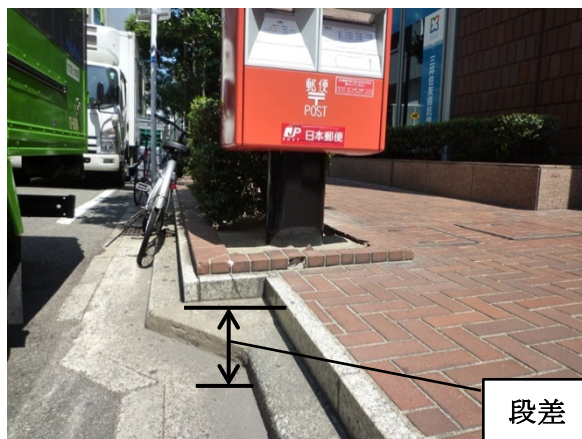
Ⅲ-(2)-48・49 郵便ポストの設置場所の段差等により車いす使用者の利用が困難

事例番号	Ⅲ-(2)-48-福006
所在地	福岡市中央区天神1-9
管轄郵便局	管理：福岡中央郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	郵便ポスト（8号）が設置されている植樹帯は、車道よりも約20cm高くなっている。 車道側にあるはがき・定形郵便用の差入口（上の写真の○印）に投函するためには、段差の直前まで近づく必要があることから、車いす使用者等にとって危険を伴うため、利用が困難な状況となっている。

車道側の差入口
(はがき、定形郵便用)

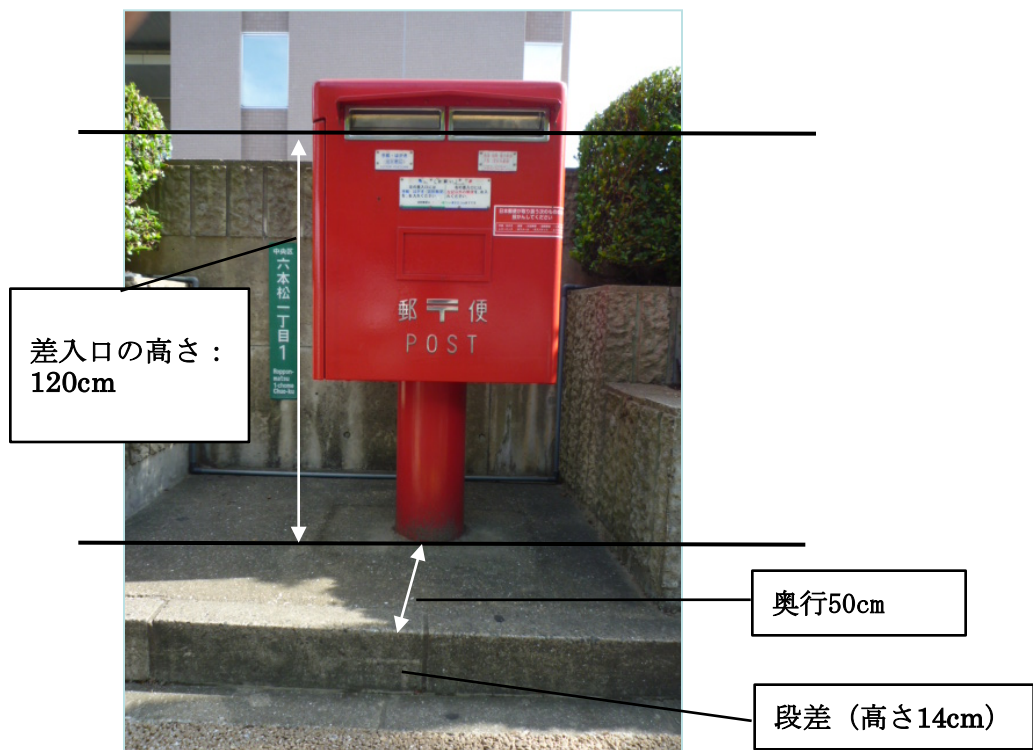


差入口の高さ：114cm



段差（高さ約20cm）

事例番号	Ⅲ－(2)－48－福093
所在地	福岡市中央区六本松1－1（NHK福岡放送局敷地内）
管轄郵便局	管理：福岡中央郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	郵便ポスト（8号）は、歩道に面した放送局敷地に設置されている。 この設置場所は、歩道よりも14cm高くなっており、また、郵便ポストの支柱から歩道までの距離は50cmとなっている。 このため、車いす使用者にとっては、郵便物の投函が困難な状況となっている。



事例番号	Ⅲ－(2)－48－福107
所在地	福岡市中央区平尾4－5
管轄郵便局	管理：福岡中央郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	郵便ポスト（8号）が設置されている私有地は、隣接する道路（路側帯）よりも約20cm高くなっている。 郵便ポストを利用するためには、i）20cm程度の高さの段差（写真1）か、ii）8cm程度の段差（写真2）を上る必要があり、車いす使用者等にとっては、利用が困難な状況となっている。 なお、路面から差入口までの高さは、150.5cmである。



事例番号	Ⅲ－(2)－48－福117
所在地	福岡市中央区小笹4－4（私有地）
管轄郵便局	管理：福岡中央郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	<p>郵便ポスト（13号）は、道路に面した私有地（駐車場）に設置されている。郵便ポストの差入口は車道側にあり、また、郵便ポストと車道との距離は45cmあり、郵便物を投函する場合は、車道上あるいは駐車場から行うことになる。</p> <p>車いす使用者の場合は、駐車場から投函することになると考えられるが、車道と駐車場との境に9cmの段差があり、駐車場に上がることが困難な状況となっている。</p> <p>なお、駐車場の地面から郵便ポストの差入口の下端までの高さは、127cmである。</p>



郵便ポストの台座から車道までの距離は45cm

車道と駐車場との段差は9cm



事例番号	Ⅲ－(2)－48－福226
所在地	福岡市博多区上呉服町1
管轄郵便局	管理：博多北郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	<p>郵便ポスト（8号）が設置されている植樹帯は、歩道よりも18cm高く、また、植樹帯の縁石の幅が30cmとなっている。</p> <p>このため、車いす使用者等にとっては、二つある差入口のうち、大型・速達等の差入口（向かって右側の差入口）に投函するためには段差を上る必要があることから、利用が困難な状況となっている。</p>



植樹帯の縁石の高さ：18cm
幅：30cm

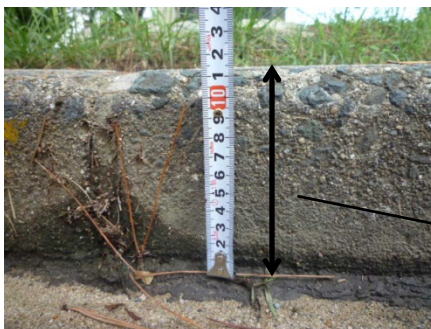
事例番号	Ⅲ－(2)－48－福240
所在地	福岡市博多区千代1－22－23
管轄郵便局	管理：博多北郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	<p>郵便ポスト（8号）が設置されている私有地は、隣接する道路（路側帯）よりも約9cm高くなっており、また、段差の端から郵便ポストまでの水平距離は約20cmとなっている。</p> <p>車いす使用者が投函する際には、郵便ポスト前に車いすを横付けするとみられるが、路側帯の端（私有地との境界部分）には、傾斜10度の側溝（L字型）が続いており、その利用が困難な状況となっている。</p>



段差の高さ：9cm程度
 段差の端から郵便ポストの台座の
 下端までの水平距離：約20cm

側溝の傾斜角：10度程度

事例番号	Ⅲ－(2)－48－福250
所在地	福岡市東区馬出3－1－1（九州大学構内）
管轄郵便局	管理：博多北郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	郵便ポスト（13号）が設置されている大学構内の緑地帯は、前面の通路よりも11cm高くなっている。 また、段差の端から郵便ポストまでの水平距離は70cmあり、投函するためには、段差を上る必要があることから、車いす利用者にとっては、利用が困難な状況となっている。



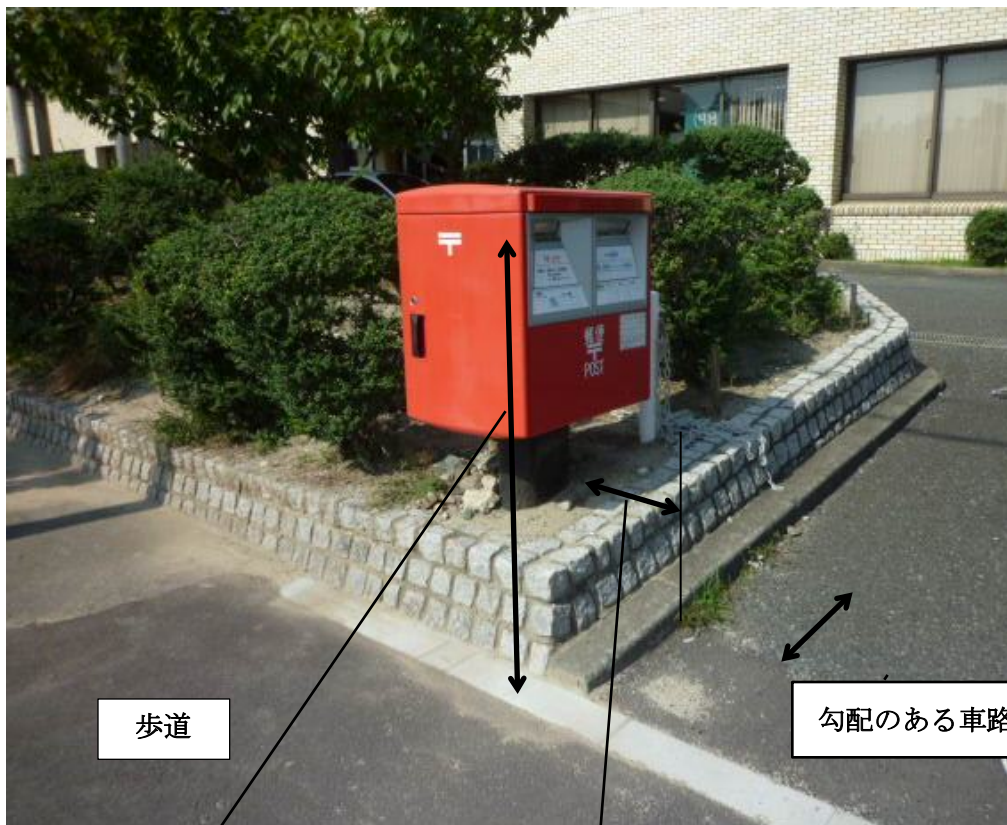
段差の端から郵便ポストまでの距離：70cm
段差上から差入口までの高さ：131cm

段差の高さ：11cm

事例番号	Ⅲ－(2)－48－福253
所在地	福岡市東区箱崎1－10－8
管轄郵便局	管理：博多北郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	郵便ポスト（8号）が設置されている私有地は、隣接する道路（路側帯）よりも約6cm高くなっており、利用するためには、当該段差を上る必要がある。 また、段差上は傾斜角8度程度の勾配となっており、郵便ポストの写真右側の大型郵便・速達等の差入口に投函するためには、当該勾配を上る必要があることから、車いす利用者等の利用が困難な状況となっている。



事例番号	Ⅲ－(2)－48－福267
所在地	福岡市東区箱崎ふ頭6－7－16
管轄郵便局	管理：博多北郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	郵便ポスト（13号）は、周辺の歩道及びビル敷地の車路から35cm程度高い植込みに設置されている。当該段差の端から郵便ポストまでの水平距離が37cmあり、郵便ポストの差入口は、勾配のある車路に面している。 このため、車いす使用者にとっては、差入口のうち、大型・速達等の差入口（写真の右側の差入口）については、勾配を上る必要があることから、利用が困難な状況となっている。



歩道の路面から差入口までの高さは129cmであり、歩道に近い左側差入口への投函には支障なし

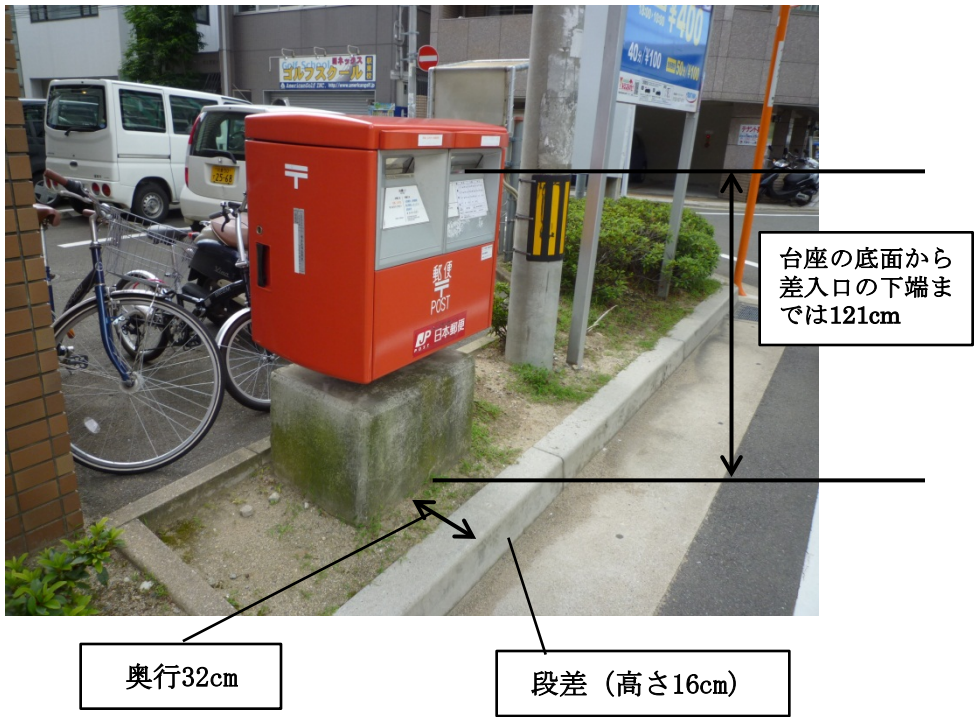
段差の端から郵便ポストまでの水平距離：37cm

事例番号	Ⅲ－(2)－48－福276
所在地	福岡市博多区吉塚3－29－17
管轄郵便局	管理：博多北郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	<p>郵便ポスト（8号）は私有地（コンビニエンスストア）に設置されており、店舗周囲の敷地よりも約8cm高くなっている。</p> <p>また、段差の端から郵便ポストの台座までの距離が40cmあることから、郵便ポストを利用するためには、当該段差を上る必要がある。</p> <p>このようなことから、車いす使用者等の利用が困難な状況となっている。</p>



なお、段差上から差入口
までの高さは、132cm

事例番号	Ⅲ－(2)－48－福286
所在地	福岡市博多区博多駅東3－14－13（私有地内）
管轄郵便局	管理：博多北郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	<p>私有地内に設置された郵便ポスト（13号）は、差入口が道路（路側帯）側を向いている。</p> <p>道路（路側帯）と郵便ポストが設置されている私有地との境界部分に16cmの段差があり、また、境界部分から郵便ポストの台座までの距離（奥行）が32cmあるため、車いす使用者の利用が困難な状況となっている。</p>



事例番号	Ⅲ－(2)－48－福310
所在地	福岡市博多区山王1－18－27（コンビニエンスストア敷地内）
管轄郵便局	管理：博多北郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	郵便ポスト（10号）は、私有地（コンビニエンスストア敷地）に設置されている。当該郵便ポストは、店舗（建物）の横にあるが、設置場所には敷地路面から8 cmの段差が、また、店舗出入口の炉円からは8.5cmの段差がある。 このようなことから、車いす使用者の利用が困難な状況となっている。



事例番号	Ⅲ－(2)－48－福317
所在地	福岡市博多区新和町2－2－11
管轄郵便局	管理：博多北郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	<p>郵便ポスト（8号）は、道路と福岡市営住宅敷地との境に設置されている。郵便ポストの差入口のある側は、福岡市営住宅敷地内であるものの歩道の形態となっており、郵便物を投函するには、この歩道部分から利用することとなる。</p> <p>しかし、車道（路側帯）と当該歩道部分とは6cmの段差があり、車いす使用者の利用が困難な状況となっている。</p> <p>なお、歩道部分における郵便ポストの台座の底辺から差入口の下端までの高さは126cmであり、台座の高さは45cmである。</p>



郵便ポスト



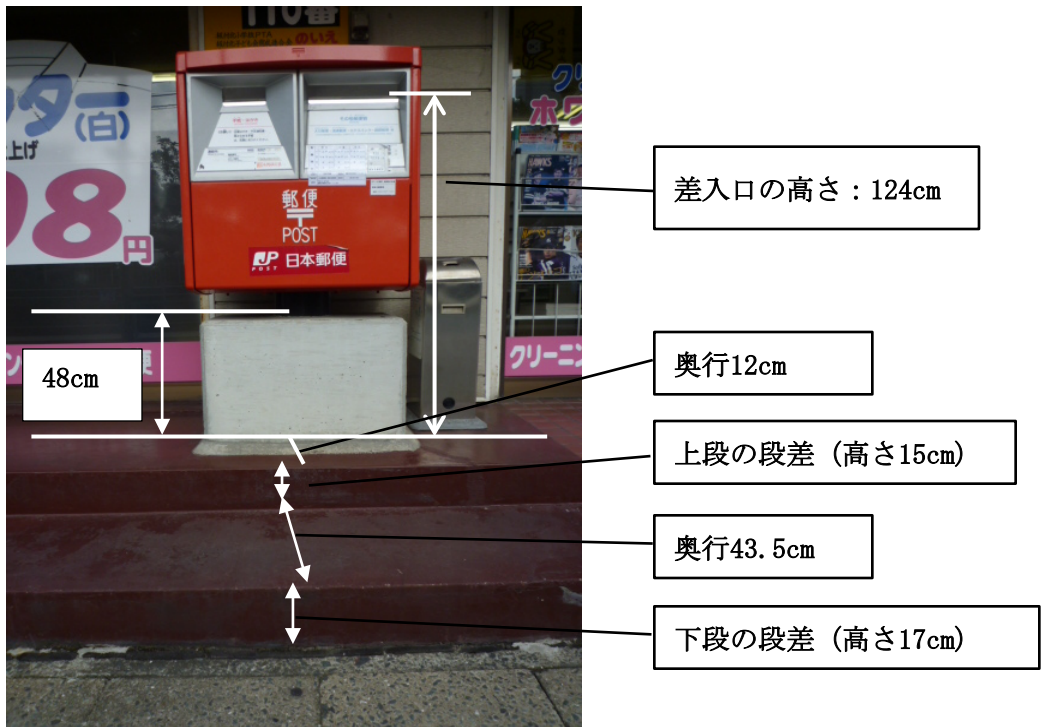
車道（路側帯）から歩道部分への段差は6cm

事例番号	Ⅲ－(2)－48－福322
所在地	福岡市博多区麦野4－4－8
管轄郵便局	管理：博多北郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	郵便ポスト（8号）は、歩道（一部私有地）に設置されているが、歩道には傾斜（傾斜角度は約10度）があることから、利用が困難な状況となっている。

歩道の路面から郵便ポストの差入口までの高さ



事例番号	Ⅲ－(2)－48－福334
所在地	福岡市博多区板付4－12－29（個人商店敷地内）
管轄郵便局	管理：博多北郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	個人商店の店先に設置された郵便ポスト（13号）は、道路から2段の階段を上ったところにある。下から一段目の高さが17cm、2段目の高さが15cmあり、また、郵便ポストの台座から道路までの水平距離が55.5cmあるため、車いす使用者が利用することが困難な状況となっている。



事例番号	Ⅲ－(2)－48－福349
所在地	福岡市博多区吉塚1－34
管轄郵便局	管理：博多北郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	郵便ポスト（13号）が設置されている私有地は、隣接する道路（路側帯）よりも高くなっている。 郵便ポストを利用するためには、傾斜角度15度から20度の傾斜を上る必要があり、車いす利用者にとっては、利用が困難な状況となっている。



傾斜角度15度～20度

事例番号	Ⅲ－(2)－48－福362
所在地	福岡市東区原田2-24-24
管轄郵便局	管理：博多北郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	郵便ポスト（8号）が設置されている私有地（宅地）は、路側帯よりも6cm程度高くなっており、段差の上は傾斜（傾斜角度12度）となっている。また、差入口の高さは路面から130cmとなっている。 このため、車いす使用者等にとっては、大型・速達等の差入口（写真の右側の差入口）に投函するためには傾斜を上る必要があることから、利用が困難な状況となっている。



事例番号	Ⅲ－(2)－48－福367
所在地	福岡市博多区東月隈3－3－9
管轄郵便局	管理：博多北郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	郵便ポスト（8号）の設置場所（デイサービスセンター敷地内）は、歩道から、4段の段差又は傾斜（傾斜角度10度）を上った場所であり、車いす使用者等の利用が困難な状況となっている。



10度の傾斜

歩道からの
段差は4段

なお、段差上から差入口
までの高さは、122cm



事例番号	Ⅲ－(2)－48－福376
所在地	福岡市博多区諸岡3－22－36
管轄郵便局	管理：博多北郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	郵便ポスト（10号）が設置されているコンビニエンスストアは、隣接する道路（路側帯）よりも高くなっており、利用するためには、郵便ポストの前の傾斜（傾斜角10度程度）を通る必要があることから、車いす使用者等の利用が困難な状況となっている。

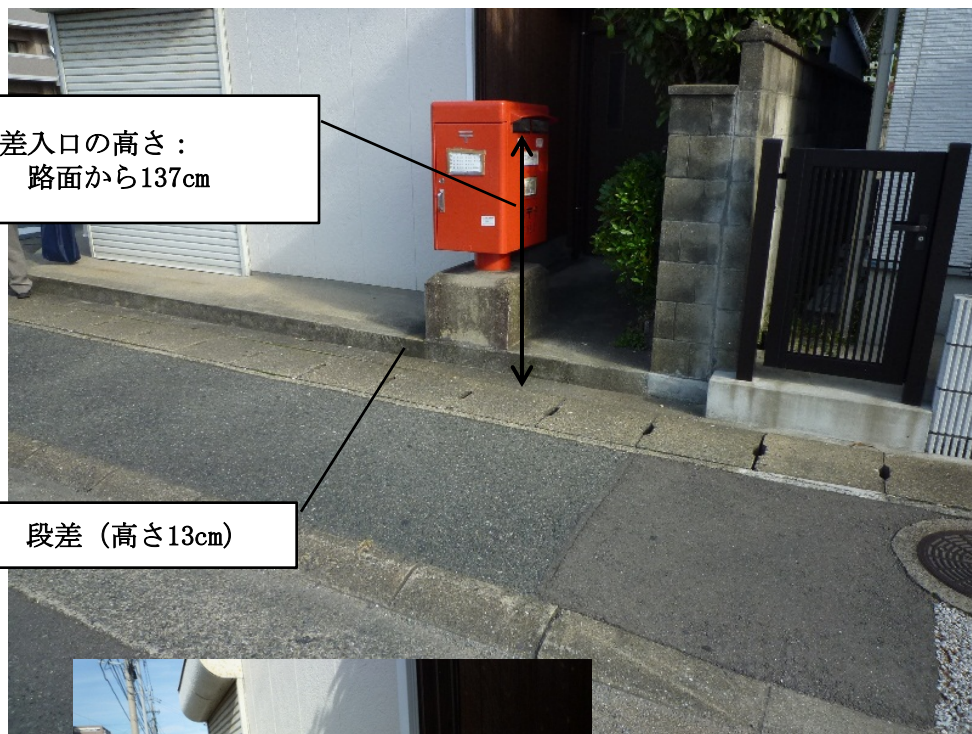


段差の端から郵便ポスト
まで25cm程度

17cm程度の段差

傾斜角度10度

事例番号	Ⅲ－(2)－48－福382
所在地	福岡市東区松島1－36－6
管轄郵便局	管理：博多北郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	郵便ポスト（8号）が設置されている私有地（宅地）は、歩道よりも13cm程度高くなっており、郵便ポストは、差入口が歩道と直角となるように設置されている。このため、大型・速達等の差入口（歩道からみて奥の差入口）は、歩道よりも宅地側に位置（歩道からの水平距離は約40cm）し、投函するためには段差を上る必要があることから、車いす使用者等にとって利用が困難な状況となっている。



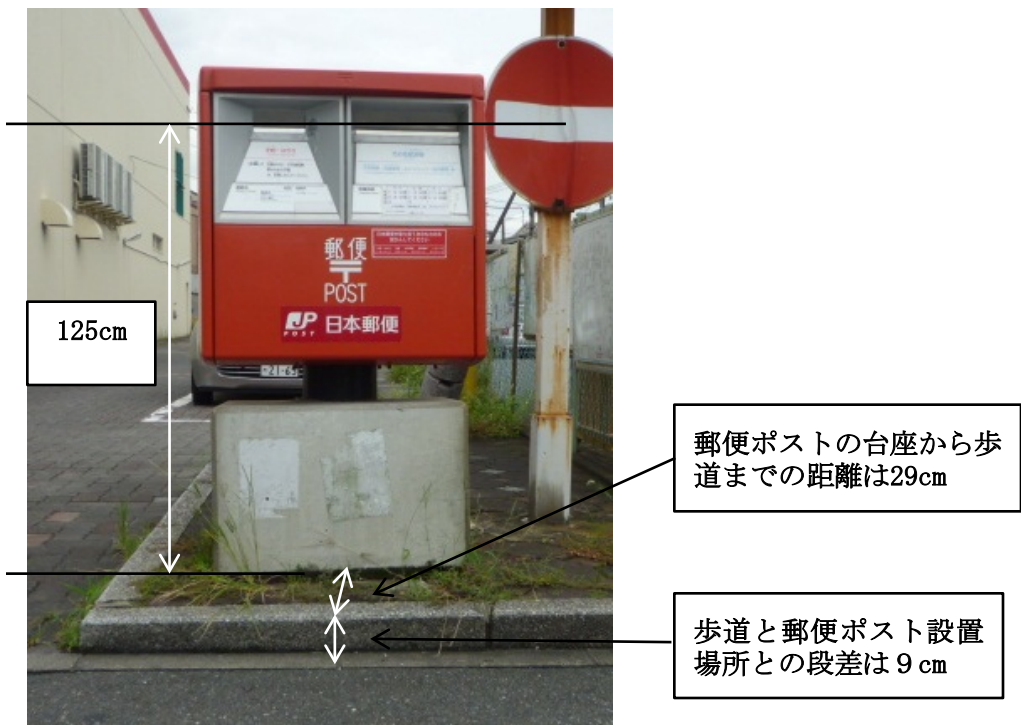
差入口の高さ：
路面から137cm

段差（高さ13cm）



歩道からみて奥の差入口（大型・速達郵便等）までの水平距離は、約40cm

事例番号	Ⅲ－(2)－48－福402
所在地	福岡市城南区干隈2－42
管轄郵便局	管理：博多北郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	郵便ポスト（13号）が設置されている私有地は、隣接する道路（歩道）よりも9cm高くなっている。 郵便ポスト台座と歩道との距離が29cmあり、また、車いす使用者の場合、郵便ポストになるべく近づいて投函することになると考えられるが、歩道と郵便ポストの設置場所との境に9cmの段差があるため、利用が困難な状況となっている。



事例番号	Ⅲ－(2)－48－福403
所在地	福岡市城南区七隈2－1
管轄郵便局	管理：城南郵便局、収集：城南郵便局
事例内容	<p>郵便ポスト（8号）が設置されている場所は、歩道の終了地点であり、傾斜（傾斜角15度程度）している。</p> <p>車いす使用者が郵便物を投函する場合、郵便ポスト前で車いすを停止させる必要があるが、傾斜のために容易に行えない状況となっている。</p>



事例番号	Ⅲ－(2)－48－福407
所在地	福岡市城南区七隈7－40
管轄郵便局	管理：城南郵便局、収集：城南郵便局
事例内容	<p>郵便ポスト（13号）はコンビニエンスストアの店舗横に設置されており、設置場所は、敷地部分よりも約6cm高くなっている。</p> <p>また、段差の端から郵便ポストの台座までの距離は38cmあり、郵便物を投函するためには、当該段差を上る必要がある。</p> <p>このようなことから、車いす使用者の利用が困難な状況となっている。</p>

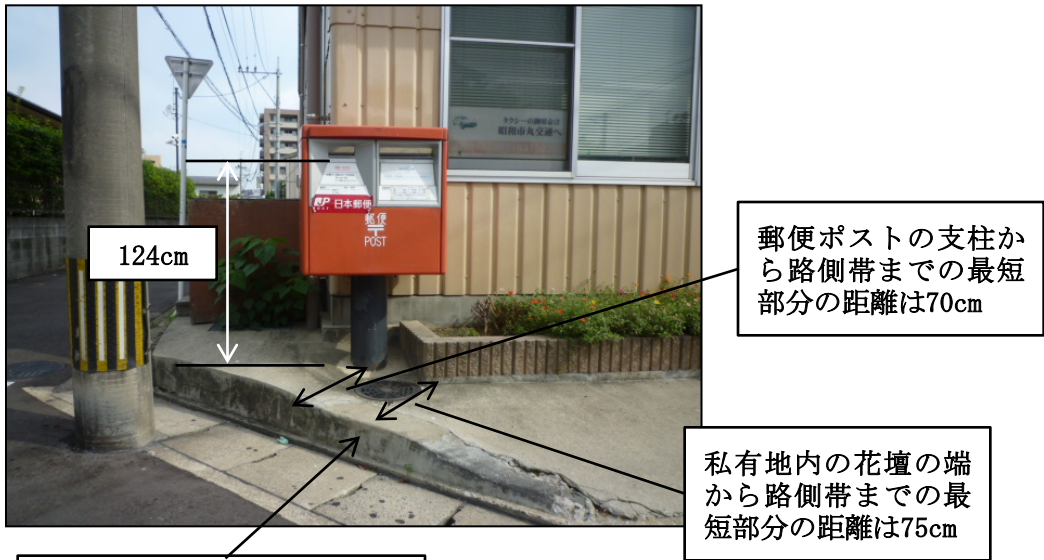


事例番号	Ⅲ－(2)－48－福415
所在地	福岡市城南区田島1－4－29
管轄郵便局	管理：城南郵便局、収集：城南郵便局

事例内容

郵便ポスト（13号）が設置されている私有地は、隣接する道路（路側帯）よりも19cm程度高くなっている。

また、郵便ポストは私有地の花壇に接しているが、花壇の端から路側帯までの最短部分の距離は75cm、郵便ポストの支柱から路側帯までの最短部分の距離は70cmといずれも狭く、車いす使用者が花壇側から郵便ポストに近づいて、郵便物を投函し、路側帯に戻ることは難しい状況であり、道路（路側帯）から直接郵便物を投函することも難しい状況となっている。



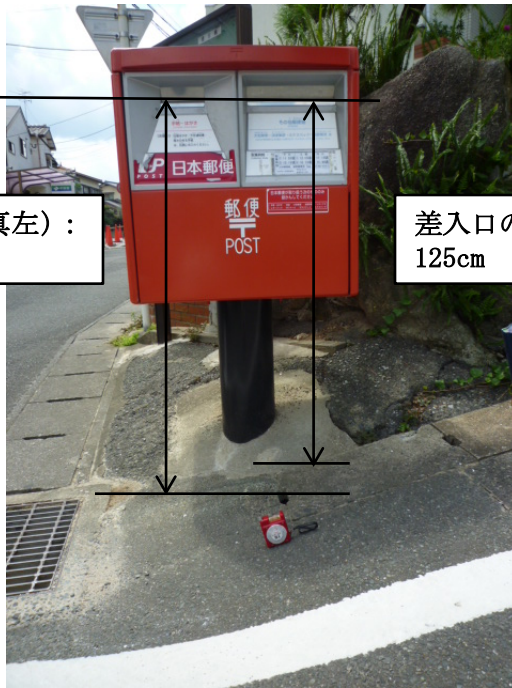
路側帯と郵便ポスト設置場所のポスト正面における段差は19cm



事例番号	Ⅲ－(2)－48－福416
所在地	福岡市城南区田島4－11
管轄郵便局	管理：城南郵便局、収集：城南郵便局
事例内容	郵便ポスト（8号）が設置されている私有地は、隣接する道路よりも4cm高くなっている。 郵便ポストと道路（段の部分）との距離は40cmあり、また、車いす使用者の場合、郵便ポストになるべく近づいて投函することになると考えられるが、道路と郵便ポストの設置場所との境に4cmの段差があるため、利用が困難な状況となっている。



事例番号	Ⅲ－(2)－48－福419
所在地	福岡市城南区友丘5－9
管轄郵便局	管理：城南郵便局、収集：城南郵便局
事例内容	<p>郵便ポスト（13号）が設置されている場所は、道路（路側帯）に面しており、前面の道路が傾斜（傾斜角度15度程度）している。</p> <p>車いす使用者が当該郵便ポストに郵便物を投函する場合、郵便ポスト前で車いすを停止させる必要があるが、傾斜のために容易に行えない状況となっている。</p>



差入口の高さ(写真左)：
130cm

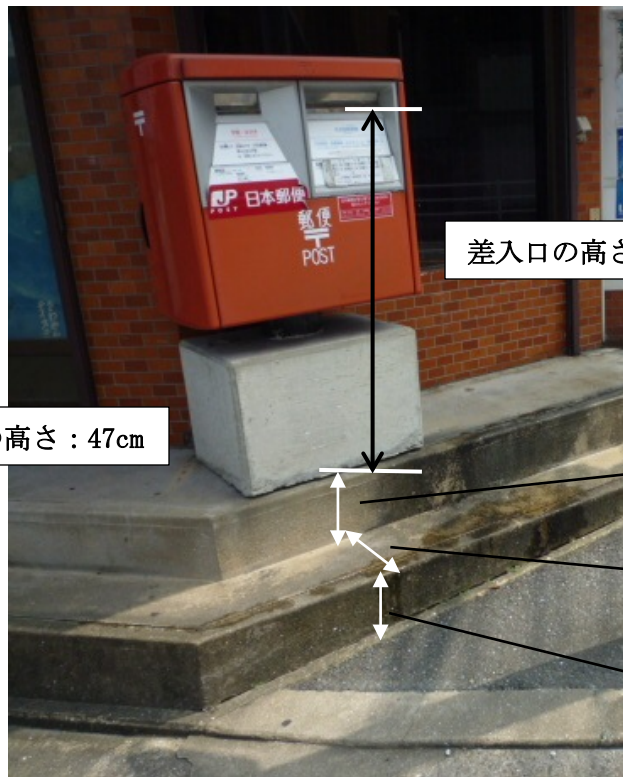
差入口の高さ(写真右)：
125cm



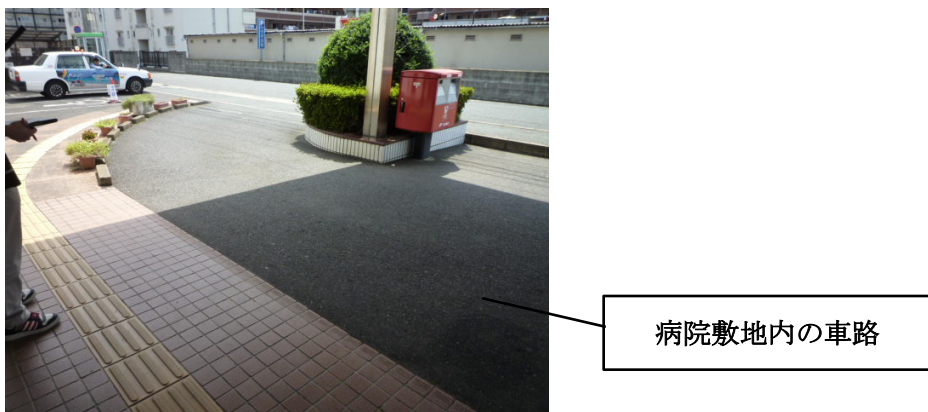
事例番号	Ⅲ－48－福424
所在地	福岡市城南区西片江1－13
管轄郵便局	管理：城南郵便局、収集：城南郵便局
事例内容	<p>郵便ポスト（8号）が設置されている私有地は、道路に接しており、差出口は道路に面している。前面の道路は傾斜（傾斜角度8度程度）している。</p> <p>車いす使用者が郵便物を投函する場合、郵便ポスト前で車いすを停止させる必要があるが、傾斜のために容易に行えない状況となっている。</p> <p>なお、道路面から郵便ポストの差出口までの高さは140cmである。</p>



事例番号	Ⅲ－(2)－48－福428
所在地	福岡市城南区南片江6－13（私有地内）
管轄郵便局	管理：城南郵便局、収集：城南郵便局
事例内容	<p>私有地に設置された郵便ポスト（13号）は、道路から2段の階段を上ったところにある。下から一段目の段の高さが19cm、2段目の段の高さが23cmあり、また、一段目の段の奥行は31cmある。</p> <p>このような状況から、郵便ポストを車いす使用者が利用することが困難な状況となっている。</p>



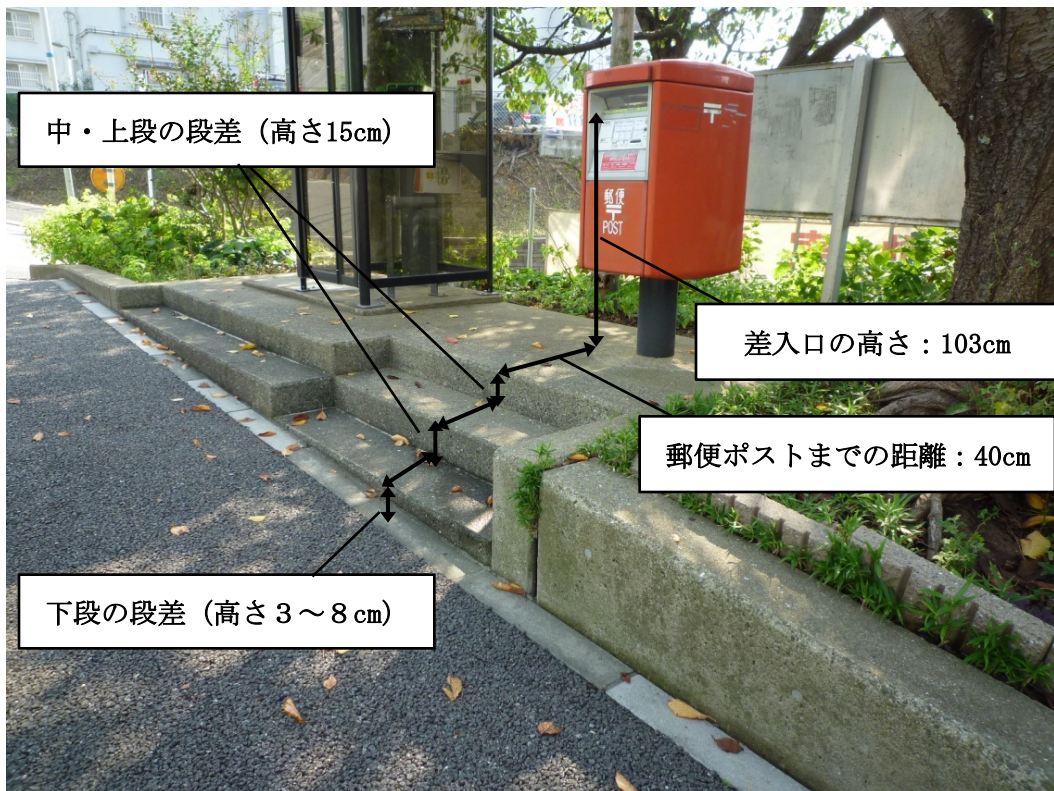
事例番号	Ⅲ－(2)－48－福507
所在地	福岡市東区千早2－30－13（千早病院）
管轄郵便局	管理：福岡東郵便局、収集：福岡東郵便局
事例内容	<p>郵便ポスト（13号）が設置されている病院敷地内は、隣接する歩道よりも低く（段差：18cm）、投函するためには、当該段差を下りる必要がある。</p> <p>また、段差を迂回するためには、病院前の車路を通行する必要があり危険である。このため、車いす使用者等の利用が困難な状況となっている。</p>



事例番号	Ⅲ－(2)－48－福547
所在地	福岡市東区香椎1－6－10
管轄郵便局	管理：福岡東郵便局、収集：福岡東郵便局
事例内容	<p>郵便ポスト（1号角型）が設置されている私有地は、隣接する道路よりも11cm高くなっている。また、郵便ポストと道路との距離は54cmあることから、郵便物を投函する場合には、当該段差を上る必要がある。</p> <p>このため、車いす使用者等の利用が困難な状況となっている。</p>



事例番号	Ⅲ－(2)－48－福559
所在地	福岡市東区舞松原3
管轄郵便局	管理：福岡東郵便局、収集：福岡東郵便局
事例内容	郵便ポスト（10号）が設置されている場所は、歩道から3段の階段を上ったところ（歩道からの高さ33cm～38cm）にあり、車いす使用者等の利用が困難な状況となっている。



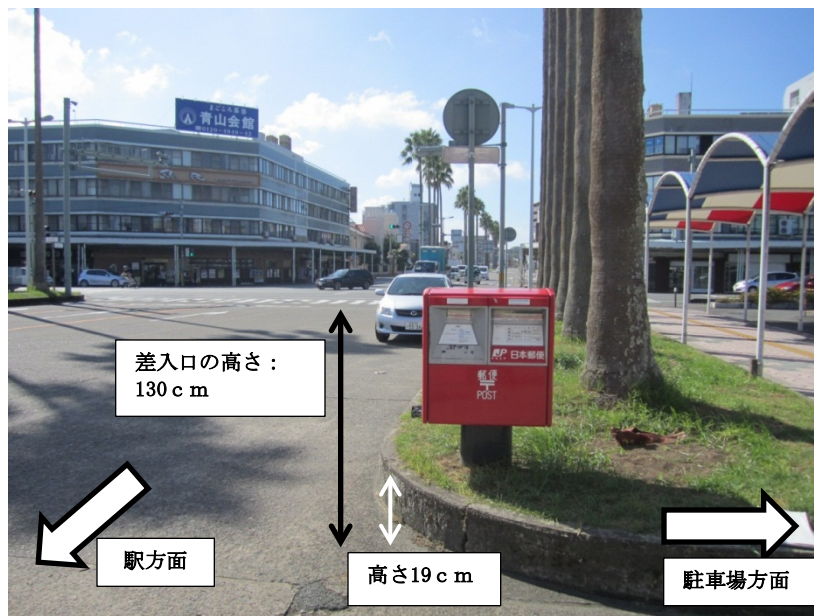
事例番号	Ⅲ－(2)－48－宮007 (宮崎007-A)
所在地	宮崎市福島町3－39
管轄郵便局	宮崎中央郵便局
事例内容	<p>郵便ポスト前には、郵便ポスト正面と平行の傾斜があり、その勾配は、7.5分の1 (12cm/90cm) と急であるため、車いす使用者は、自力で郵便ポスト前までたどり着けない状況となっている。</p> <p>上記の傾斜のため、車いす使用者は、郵便ポストに向かって左側の歩道から郵便物を投函することになるが、歩道面から高さ32cmの台座に設置されており、歩道面から差入口までの高さが143cmと高くなっていることから、手が届きにくい状況となっている。</p>



路面から差入口までの
高さ：143 cm

傾斜の勾配：7.5分の1

事例番号	Ⅲ－(2)－48－宮015 (宮崎015－A)
所在地	宮崎市東大淀 2－2－29 (南宮崎駅前の県道沿い)
管轄郵便局	宮崎中央郵便局
事例内容	<p>郵便ポストが設置されている高さ19 c m (車道面からの高さ) の植え込みが、郵便ポスト正面から最長で80 c mせり出している。このため、視覚障害者、肢体障害者等は、郵便物を投函する際、当該植え込みにつまずくおそれがある。</p> <p>上記の植え込みのせり出しに加えて、車道面から差入口までの高さは、130 c mとやや高くなっているため、車いす使用者は、郵便物を投函する際、手が届きにくい状況となっている。</p>



事例番号	Ⅲ－(2)－48－宮106（宮崎106－A）
所在地	宮崎市田吉1389－3（田吉簡易郵便局敷地）
管轄郵便局	宮崎中央郵便局
事例内容	郵便ポスト前の簡易郵便局敷地の勾配は、差入口に向かって8～12度（敷地外から郵便ポスト設置場所までの高さは、16cm以上）と急であるため、車いす使用者が、郵便ポスト前まで、自力ではたどり着けない状況となっている。



田吉簡易郵便局敷地外から郵便ポストまでの高さが16cm以上

郵便ポスト前の田吉簡易郵便局の敷地の勾配が、差入口に向かって8～12度

事例番号	Ⅲ－(2)－48－宮124 (宮崎124－A)
所在地	宮崎市神宮西2－78 (宮崎霧島郵便局敷地)
管轄郵便局	宮崎中央郵便局
事例内容	<p>敷地外から郵便局敷地内にある郵便ポストへ続く通路の勾配は、6～10度（敷地外から郵便ポスト設置場所までの高さは、16cm以上）であるため、車いす使用者が、郵便ポスト前まで自力ではたどり着けない状況となっている。</p> <p>また、敷地外から郵便局敷地内にある郵便ポストへ続く通路の途中に高さ3cmの段差があるため、車いす使用者にとって、利用しにくい状況となっている。</p>



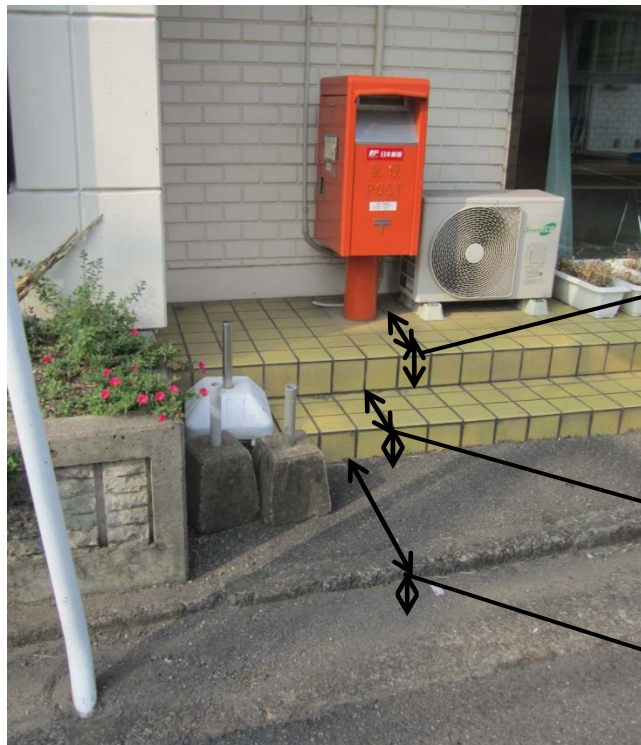
宮崎霧島郵便局敷地外から郵便ポストまでの高さが16cm以上

敷地外から郵便局敷地内にある郵便ポストへ続く通路の勾配は6～10度



3cmの段差

事例番号	Ⅲ－(2)－48－宮136 (宮崎136－A)
所在地	宮崎市東大宮3-5-14
管轄郵便局	宮崎中央郵便局
事例内容	<p>道路面から3段ある段を上った最上段（私有地）に郵便ポストが設置されており、段の下段の幅が68cmで道路面からの高さが6cm、中段の幅が36cmで下段からの高さが12cm、最上段の幅が33cmで中段からの高さが16cmであるため、車いす使用者が郵便ポスト前までたどり着けない状況となっている。</p> <p>また、視覚障害者、肢体障害者等は、郵便物を投函する際、郵便ポスト前にある段につまずくおそれがある。</p>



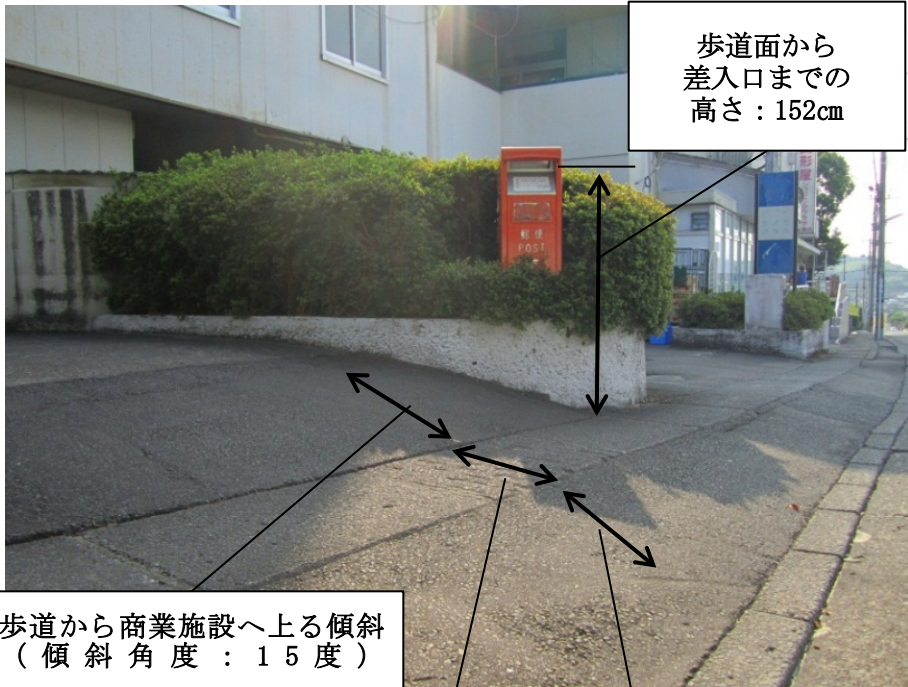
最上段の幅が33cmで中段からの高さが16cm

中段の幅が36cmで下段からの高さが12cm

下段の幅が68cmで道路面からの高さが6cm



事例番号	Ⅲ－(2)－48－宮149 (宮崎149－A)
所在地	宮崎市大塚台西2-2-1
管轄郵便局	宮崎中央郵便局
事例内容	郵便ポスト前には、歩道から商業施設へ上る急な傾斜（傾斜角度は15度）、その下には水平な歩道、更にその下には当該歩道から車道へ下る急な傾斜（傾斜角度は13度）があるが、水平な歩道の幅が60cmしかないため、車いす使用者が郵便ポスト前まで自力ではたどり着けない状況となっている。



歩道面から
差入口までの
高さ：152cm

歩道から商業施設へ上る傾斜
(傾斜角度：15度)

水平の歩道面の幅：
60cm

歩道から車道へ下る傾斜
(傾斜角度：13度)

事例番号	Ⅲ－(2)－48－宮165 (宮崎165－A)
所在地	宮崎市大塚町西ノ原1286 (西の原交差点北)
管轄郵便局	宮崎中央郵便局
事例内容	道路面から差入口までの高さが135 cmとやや高くなっている上、郵便ポストが設置されている高さ15 cm (道路面からの高さ) のアスファルトが50 cm手前にせり出しているため、車いす使用者は、郵便物を投函する際、手が届かない状況となっている。



郵便ポストは、歩道及び路側帯のない道路から15 cmの高さにアスファルトが盛られた場所 (私有地) に設置
このアスファルトが50 cm道路側にせり出しているため、車いす使用者は、郵便ポストの手前50 cmの地点までしか近付けない状況となっている。

事例番号	Ⅲ－(2)－48－宮170 (宮崎170－A)
所在地	宮崎市大字糸原436－2 (宮崎倉岡郵便局敷地)
管轄郵便局	宮崎中央郵便局
事例内容	郵便ポスト前の郵便局敷地の傾斜角度は、差入口に向かって約12度 (敷地外から郵便ポスト設置場所までの高さは、16 c m以上) と急であるため、車いす使用者が郵便ポスト前まで自力ではたどり着けない状況となっている。



傾斜角度：約12度

郵便局敷地外から郵便ポストまでの高さが16cm以上

事例番号	Ⅲ－(2)－48－宮215 (宮崎215－A)
所在地	宮崎市島之内1761 (住吉駅前バス停そば)
管轄郵便局	宮崎中央郵便局
事例内容	私有地にある段の上に設置されており、道路面から差入口までの高さは、141 c mと高くなっているため、車いす使用者が郵便物を投函する際、手が届かない状況となっている。

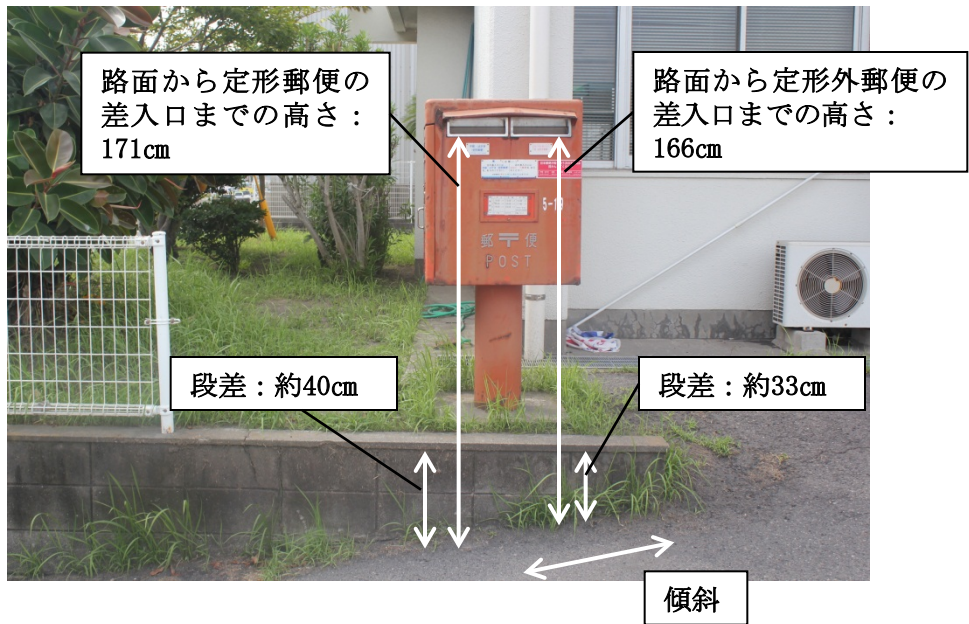


郵便ポスト正面とその前方の歩道との間には、幅16 c m、深さ13 c mの隙間があり、また、当該隙間の下 (郵便ポストに向かって左下) には幅15 c m、深さ15 c mの溝がある

事例番号	Ⅲ－(2)－48－宮224 (宮崎224－A)
所在地	宮崎市山崎四郎房882-4 (山崎簡易郵便局敷地)
管轄郵便局	宮崎中央郵便局
事例内容	郵便ポスト前の簡易郵便局敷地の勾配は、差入口に向かって約12度(敷地外から郵便ポスト設置場所までの高さは、16cm以上)と急であるため、車いす使用者が郵便ポスト前まで自力ではたどり着けない状況となっている。



事例番号	Ⅲ－(2)－48 (4－(1)－①－10－鹿015)
所在地	鹿児島市宇宿2-5-2
管轄郵便局	鹿児島中央郵便局
事例内容	当該ポスト（8号）については、路面から定形郵便の差入口までの高さは約171cm、定形外郵便の差入口までの高さは約166cmと高い上、当該路面は、約33～40cmの段差がある斜面となっているため、車いす使用者等が利用しづらい状況となっている。

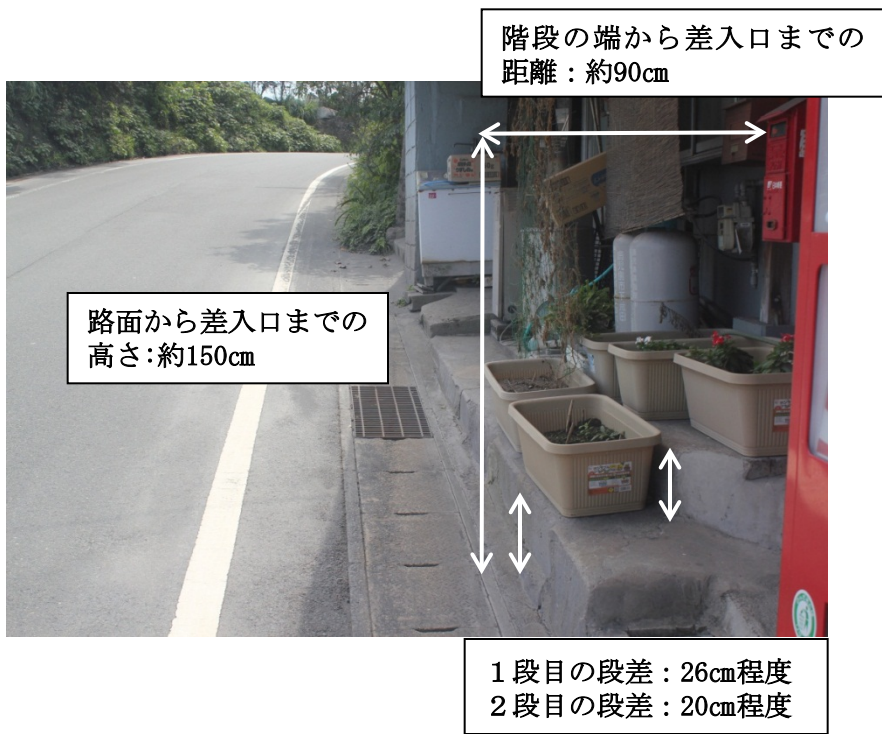


事例番号	Ⅲ－(2)－48 (4－(1)－④－2－鹿044)
所在地	鹿児島市桜島藤野町915
管轄郵便局	鹿児島中央郵便局
事例内容	郵便ポスト（9号）は、店舗前の急勾配のスロープに設置されている。このため、車いす使用者等の利用が困難な状況となっている。



急勾配のスロープ

事例番号	Ⅲ－(2)－48 (1－(1)－③－1－鹿051)
所在地	鹿児島市黒神町2582-54
管轄郵便局	鹿児島中央郵便局
事例内容	郵便ポスト（2号）は、民家入口前の階段を2段上った場所に設置されている。階段の高さは、26cm、20cmとなっており、また、差入口は民家前の道路から約150cm高い位置となっている。 このため、車いす使用者等の利用が困難な状況となっている。



事例番号	Ⅲ－(2)－48 (4－(1)－①－9－鹿079)
所在地	鹿児島市高麗町29-15
管轄郵便局	鹿児島中央郵便局
事例内容	郵便ポスト（8号）が設置されている植樹帯は、隣接する歩道よりも3cm程度高くなっている。また、当該ポストは段差部分から44cm程離れた位置に設置されている。 このため、車いす使用者の利用が困難な状況となっている。



ポストから段差部分までの距離：44cm程度

路面と植樹帯の縁の段差：3cm程度

事例番号	Ⅲ－(2)－48 (4－(2)－④鹿353)
所在地	鹿児島市錦江町23-4
管轄郵便局	鹿児島東郵便局
事例内容	当該ポスト（13号）については、ポスト前の道路との間には約14cmの段差がある上、段差の端から約40cm離れた位置に設置されている。 このため、車いす使用者等の利用が困難な状況となっている。



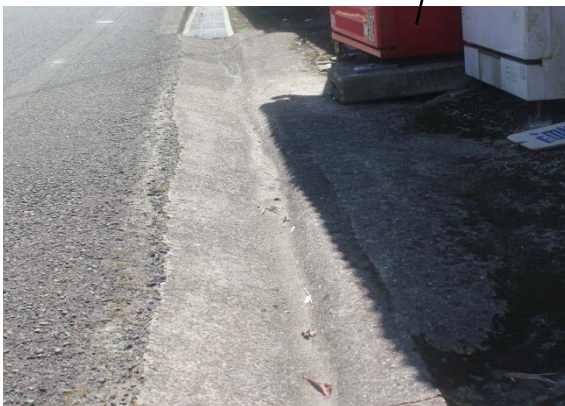
事例番号	Ⅲ－(2)－48 (4－(2)－⑤鹿364)
所在地	鹿児島市吉野町2902-55
管轄郵便局	鹿児島東郵便局
事例内容	郵便ポスト（9号）は、商店の敷地内のスロープの上端に設置されている。また、スロープの長さは約1mあり、差入口の高さは143cmと高くなっている。このため、車いす使用者等の利用が困難な状況となっている。



事例番号	Ⅲ－(2)－48 (4－(2)－①－5 鹿366)
所在地	鹿児島市吉野町3389-1
管轄郵便局	鹿児島東郵便局
事例内容	当該ポスト（9号）の側には側溝（幅約30cm、深さ約20cm）がある。このため、車いす使用者等の利用が困難な状況となっている。



事例番号	Ⅲ－(2)－48 (4－(3)－①－1 鹿406)
所在地	鹿児島市喜入生見町6503
管轄郵便局	鹿児島南郵便局
事例内容	当該ポスト（9号）の前には、L字型の排水溝がある。 このため、車いす使用者等の利用が困難な状況となっている。



ポストの前にはL字型の溝が続いている。

事例番号	Ⅲ－(2)－48 (4－(3)－①－2－鹿408)
所在地	鹿児島市喜入前之浜町10200
管轄郵便局	鹿児島南郵便局
事例内容	郵便ポスト（9号）と歩道との間には約20cmの段差がある上、差入口は歩道の端から約30cm離れた場所となっている。 このため、車いす使用者等の利用が困難な状況となっている。



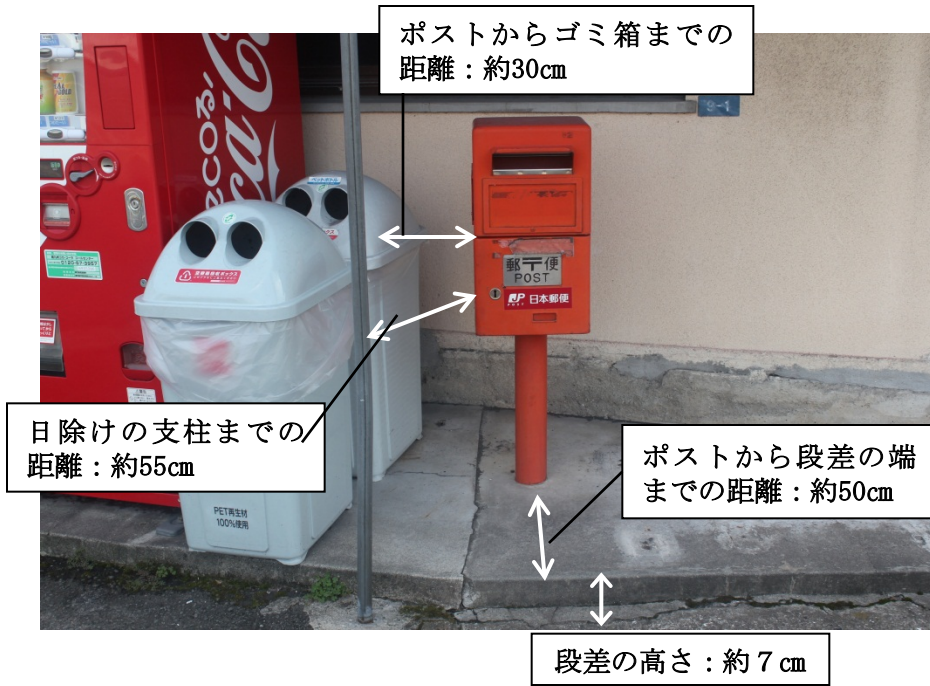
段差：約20cm

段差の端からポスト
までの距離：約30cm

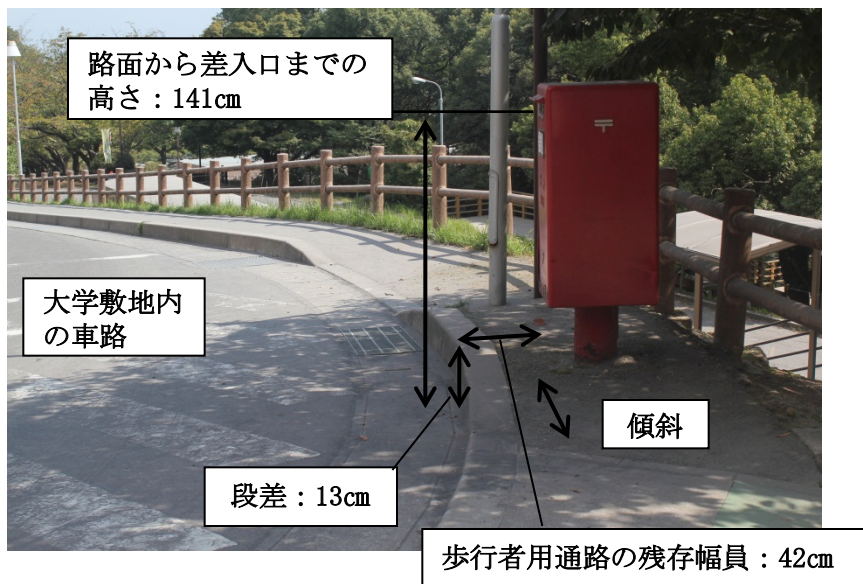
事例番号	Ⅲ－(2)－48 (4－(3)－①－5－鹿420)
所在地	鹿児島市喜入中名町875-2
管轄郵便局	鹿児島郵便局
事例内容	郵便ポスト（1号丸型）が設置されている民有地は、隣接する道路よりも9cm低くなっている。境界には段差があり、これ以外の場所はスロープとなっている。また、差入口は、道路から53cm離れている。 このため、車いす使用者等の利用が困難な状況となっている。



事例番号	Ⅲ－(2)－48 (4－(3)－④－1－鹿424)
所在地	鹿児島市星ヶ峯1-9-1
管轄郵便局	鹿児島南郵便局
事例内容	郵便ポスト（9号）が設置されている民有地は、道路よりも7cm高い段差上となっている。また、差入口は、段差の端から約50cm離れた場所となっている上、近くに店舗の日除けの支柱がある。 このため、車いす使用者等の利用が困難な状況となっている。



事例番号	Ⅲ－(2)－48 (3－(3)－②－2－鹿469)
所在地	鹿児島市坂之上8-34-1
管轄郵便局	鹿児島南郵便局
事例内容	郵便ポスト（3号）は大学敷地内の歩行者用通路に設置されている。当該通路は斜面となっている上、隣接する車路よりも13cm高くなっている。また、ポスト前の歩行者用通路の残存幅員は、約40cmしかない。なお、車路の路面から差入口までの高さは約141cmと高くなっている。 このため、車いす使用者等の利用が困難な状況となっている。

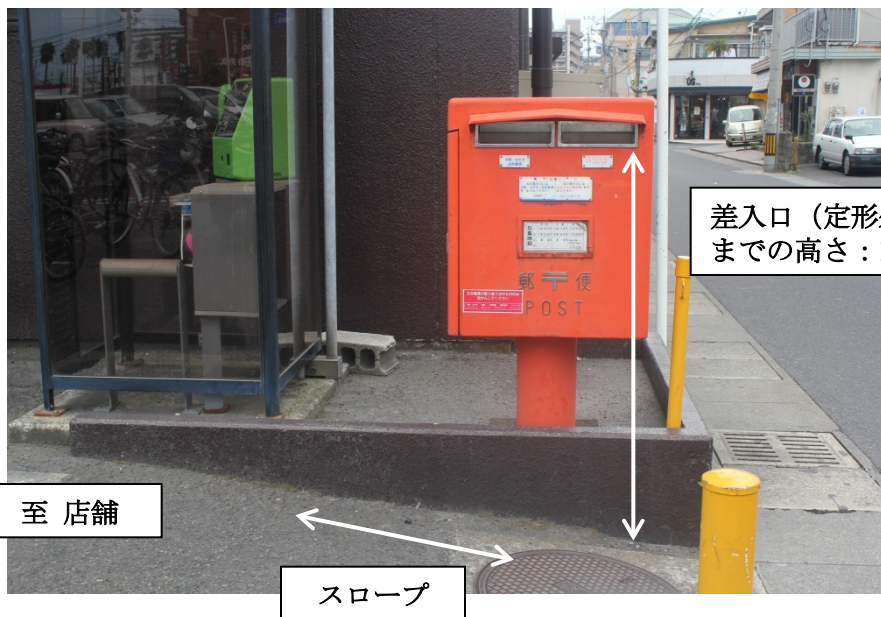


事例番号	Ⅲ－(2)－48 (Ⅰ－2－(3)－1－鹿482)
所在地	鹿児島市小松原1-9-14
管轄郵便局	鹿児島郵便局
事例内容	郵便ポスト（11号）は、コンビニエンスストアの駐輪場に、差入口が駐輪場側となるように設置されている。駐輪場には車止めが設置されており、車止めとポストとの間隔は約40cmと狭くなっている。 このため、車いす使用者等の利用が困難な状況となっている。

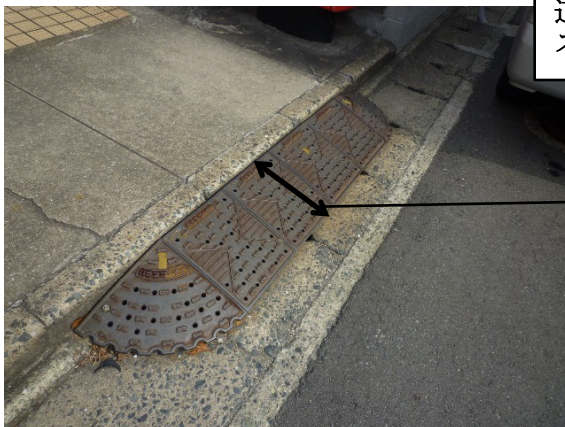


ポストと車止めとの
間隔：約40cm

事例番号	Ⅲ－(2)－48 (4－(3)－⑤ 鹿484)
所在地	鹿児島市小松原1-6-24
管轄郵便局	鹿児島郵便局
事例内容	郵便ポストは道路よりも約30cm高い店舗敷地に設置されている。また、差入口は、店舗敷地に至るスロープに面している。さらに、スロープの路面から差入口（定形外郵便）までの高さは約141cmと高くなっている。このため、車いす使用者等の利用が困難な状況となっている。



事例番号	Ⅲ－(2)－49－福385
所在地	福岡市博多区諸岡 1－26－16 (福岡諸岡郵便局)
管轄郵便局	管理：博多北郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	<p>福岡諸岡郵便局敷地内の郵便ポスト（12号）を利用するためには、局舎敷地と道路との段差（12cm）に置かれた金属製のスロープを利用することとなる。</p> <p>しかし、当該スロープの傾斜角度は18度程度あり、建築物移動等円滑化誘導基準（平成18年国土交通省令第114号）で定められた傾斜角度の2倍を超えており、車いす利用者にとっては、郵便ポスト及び郵便局の利用が困難な状況となっている。</p>



道路との段差（12cm）に、金属製のスロープを置き、数か所を釘で固定

傾斜角度：18度程度

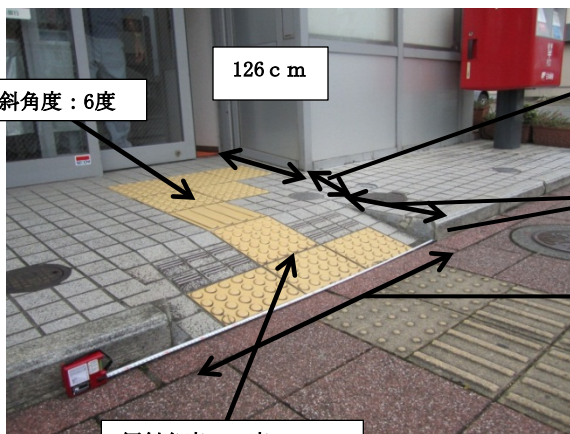
事例番号	Ⅲ－(2)－49－宮020 (宮崎020－A C)
所在地	宮崎市中村東2-4-21 (宮崎大淀郵便局敷地)
管轄郵便局	宮崎中央郵便局
事例内容	<p>歩道面から高さ9 c mの郵便局敷地に設置されており、歩道から敷地面と同じ高さの郵便局舎出入口 (歩道からの高さは、16 c m未満) までスロープが設置されている。一方、その傾斜角度が16度と急であるため、車いす使用者は、郵便局敷地に上りづらい状況となっている。</p> <p>このため、車いす使用者は、郵便物を投函する際、歩道から行う必要があるが、歩道と郵便局敷地との間の高さ9 c mの段が手前に50～53 c mせり出していることから、手が届かない状況となっている (歩道面から差入口までの高さは、125c m)。</p> <p>また、郵便局舎入り口に通じる通路は、傾斜角度が16度 (水平部分の長さ54c m、歩道面からの高さ9 c m) で勾配1/12 (傾斜角度4.76度) を超過しており、車いす使用者等の通行に配慮した構造となっていない。(郵便局舎設置年月日：昭和53年5月22日)</p>



50cm

53 c m

歩道面からの高さ9 c m



傾斜角度：6度

126 c m

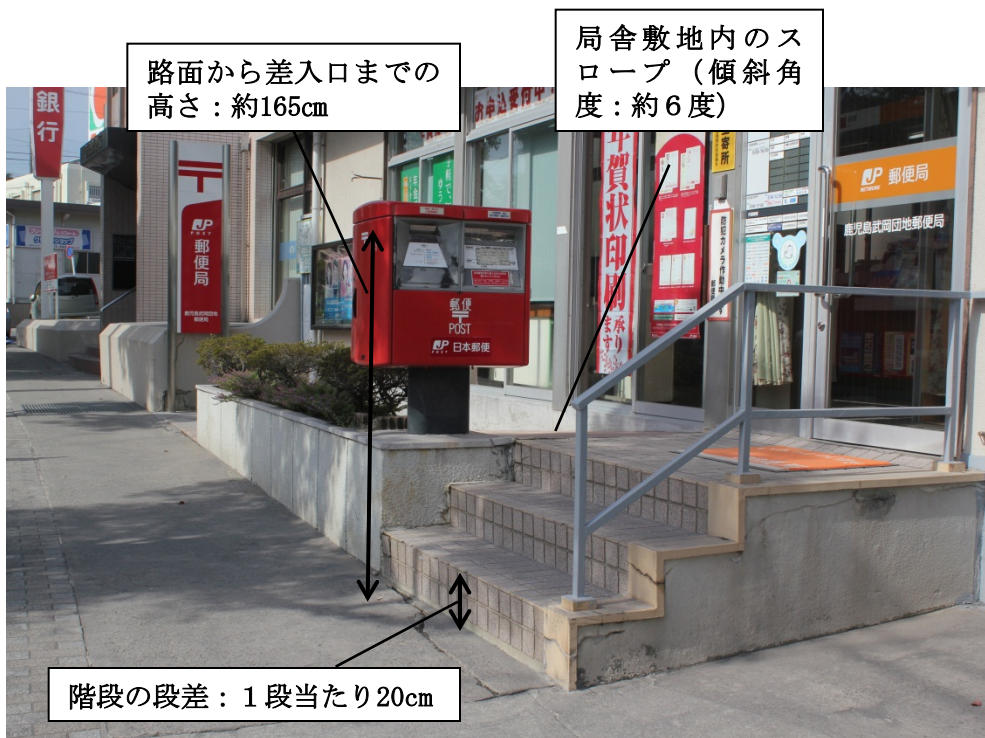
63 c m
(参考) 車いすの幅：70cm

傾斜角度16度の斜面
・水平部分の長さ：54 c m
・歩道面からの高さ9 c m

111 c m

傾斜角度：16度

事例番号	Ⅲ－(2)－49 (Ⅲ－49－(1)－①－鹿085)
所在地	鹿児島市武岡2-29-2 (鹿児島武岡団地郵便局敷地内)
管轄郵便局	鹿児島中央郵便局
事例内容	<p>郵便ポスト（13号）は、郵便局敷地内の階段（3段）に面して設置されている。階段の段差は各段20cmであり、また、差入口の高さは、路面から165cmと高い。</p> <p>また、局舎敷地には、上記階段のほかにスロープが設置されているが、傾斜角度は約6度程度あり、建築物移動等円滑化誘導基準（平成18年国土交通省令第114号）で定められた傾斜角度（4.76度）を超えている。</p> <p>このため、車いす使用者等の利用が困難な状況となっている。</p>

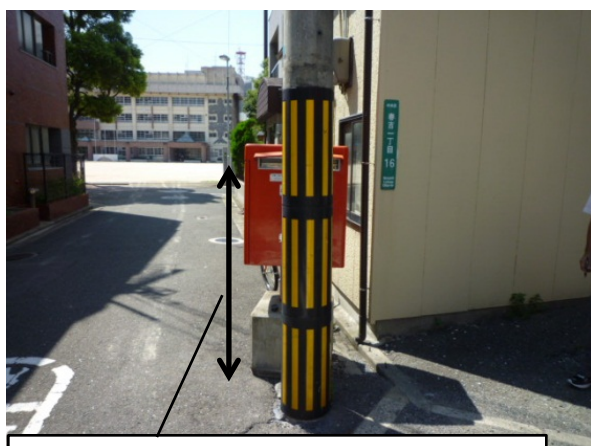


事例番号	Ⅲ－(2)－49 (Ⅲ－49－(3)－鹿487)
所在地	鹿児島市喜入前之浜町7955 (鹿児島前之浜郵便局敷地内)
管轄郵便局	鹿児島南郵便局
事例内容	<p>鹿児島前之浜郵便局敷地内の郵便ポストを利用するためには、局舎敷地のスロープを利用することとなる。</p> <p>しかし、当該スロープの傾斜角度は6度程度あり、建築物移動等円滑化誘導基準 (平成18年国土交通省令第114号) で定められた傾斜角度 (4.76度) を超えており、車いす利用者にとっては、郵便ポストの利用が困難な状況となっている。</p>



Ⅲ-(2)-50 周囲に障害物があり車いす使用者にとって障害となっているもの

事例番号	Ⅲ-(2)-50-福029
所在地	福岡市中央区春吉1-9
管轄郵便局	管理：福岡中央郵便局、収集：博多北郵便局
事例内容	郵便ポスト（8号）の差入口側に面して電柱が立っており、郵便ポストの台座と電柱との間は20cmしかなく、路面から差入口までの高さが147cmであり、車いす使用者等の利用が困難な状況となっている。



路面から差入口までの高さ：147cm



郵便ポストの台座から電柱までの距離：約20cm

事例番号	Ⅲ－(2)－50－福216
所在地	福岡市博多区博多駅南5－12
管轄郵便局	管理及び収集：博多北郵便局
事例内容	<p>郵便ポスト（13号）は、歩道に設置されており、差入口から70cm離れた前面に電柱がある。</p> <p>また、歩道は車道よりも20cm高く、電柱と歩車道境界の間は80cmとなっている。このようなことから、郵便ポスト利用者は、郵便ポストと電柱との間（70cm）又は電柱と歩道端との間（80cm）を利用することとなる。</p> <p>しかし、車いす使用者は、郵便ポストと電柱との間は通行できず、また、電柱と歩道端の間を利用する場合、車道に転落する恐れがある。</p>



郵便ポストから電柱までの距離：70cm



電柱と歩車道境界との距離：80cm



歩道と車道の高低差：20cm

事例番号	Ⅲ－(2)－50－福285
所在地	福岡市博多区吉塚7－12
管轄郵便局	管理及び収集：博多北郵便局
事例内容	<p>郵便ポスト（8号）は、植込みから36cmから70cm離れた場所に、差入口を植込み側に向けて設置されている。</p> <p>このような状況から、車いす使用者が差入口前に進入することは難しく、郵便ポストの利用が困難な状況となっている。</p>



植込みと郵便ポストの台座までの距離

- ・ 写真奥：36cm
- ・ 写真手前：約70cm

事例番号	Ⅲ－(2)－50－福421
所在地	福岡市城南区七隈8
管轄郵便局	管理及び収集：城南郵便局
事例内容	<p>郵便ポスト（13号）は大学の通用門前の大学敷地に設置されている。</p> <p>郵便ポスト周辺は大学構内への車両の進入を防止するための柵等が設けられている。</p> <p>このため、車いす使用者が道路側から郵便ポストに近づくことができず、利用が困難な状況となっている。</p>



車両の進入を防止するための柵
(支柱の間に鎖あり)

事例番号	Ⅲ－(2)－50－福427
所在地	福岡市城南区南片江3－5
管轄郵便局	管理及び収集：城南郵便局
事例内容	<p>郵便ポスト（13号）は私有地に設置されている。同ポストの側には支柱が立っており、また、隣接地との境界を示すブロックが隣接して設けられている。また、郵便ポストの台座から支柱までの距離は34cmである。また、郵便ポストの台座から歩道までの距離は68cmである。</p> <p>このような状況から、郵便ポストに車いすが横付けできず、また、転回することもできない状況にあり、車いす利用者にとっては、利用が困難な状況となっている。</p> <p>なお、地面から郵便ポストの差入口までの高さは123cmである。</p>



郵便ポストの台座から支柱までの距離は34cm

郵便ポストの台座から歩道までの距離は68cm



事例番号	Ⅲ－(2)－50－福519
所在地	福岡市東区名島1－22（黒崎公園前）
管轄郵便局	管理及び収集：福岡東郵便局
事例内容	<p>郵便ポスト（8号）は、歩道に設置されており、差入口が車道に面している。</p> <p>しかし、当該郵便ポストは、車道の端から52cmの所に設置されており、前面には車止めが設置されている。また、歩道は車道よりも6cm高くなっている。</p> <p>このような状況から、車いす使用者は、郵便ポストの正面に移動できず、利用が困難な状況となっている。</p>



歩車道境界から郵便ポストまでの距離：52cm
 段差上から差入口までの高さ：131cm

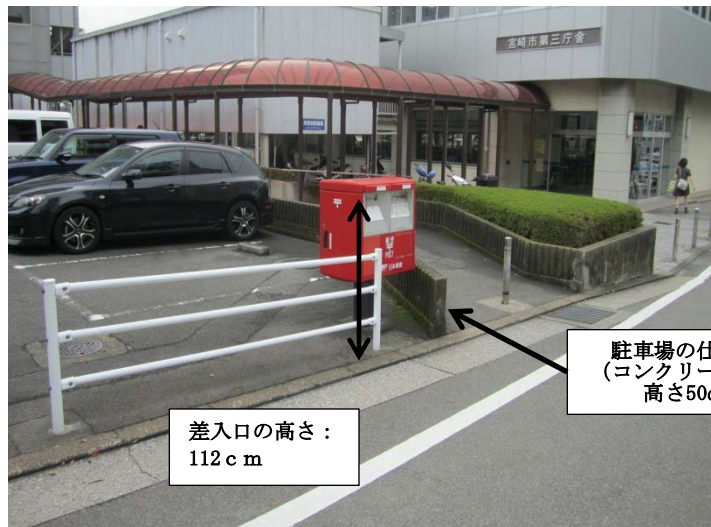
事例番号	Ⅲ－(2)－50－福567
所在地	福岡市東区多々良1－38－1
管轄郵便局	管理及び収集：福岡東郵便局
事例内容	<p>郵便ポスト（13号）は、歩道に設置されており、差入口は車道側に面している。</p> <p>また、郵便ポストと歩車道境界の間には、車止めが設置されており、同ポストと車止めとの間隔は約30cmしかなく、車いす使用者等が差入口に向かうためには、車道（交差点内）を通行することとなる。</p> <p>このため、車いす使用者が郵便ポストを利用する際には、郵便ポストの側面から手を伸ばして投函することとなり、利用が困難な状況となっている。</p>



郵便ポストと駒止との距離：約30cm

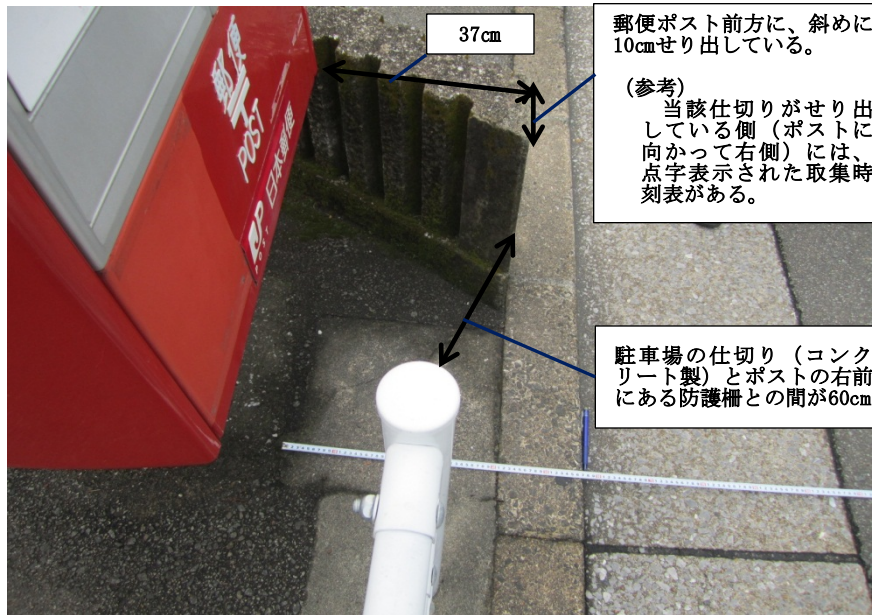


事例番号	Ⅲ－(2)－50－宮039 (宮崎039－A)
所在地	宮崎市松橋1-1-55 (宮崎市役所第三庁舎前)
管轄郵便局	宮崎中央郵便局
事例内容	<p>郵便ポストの前方に高さ50cmの駐車場のブロック塀 (コンクリート製) が斜めに10cmせり出している上、当該仕切りとポストの右前にある防護柵との間が60cmしかないため、車いす使用者等の利用が困難な状況となっている。</p> <p>なお、当該ブロック塀がせり出している側 (郵便ポストに向かって右側) には、点字表示された取集時刻表がある。</p>



差入口の高さ：
112cm

駐車場の仕切り
(コンクリート製)
高さ50cm



37cm

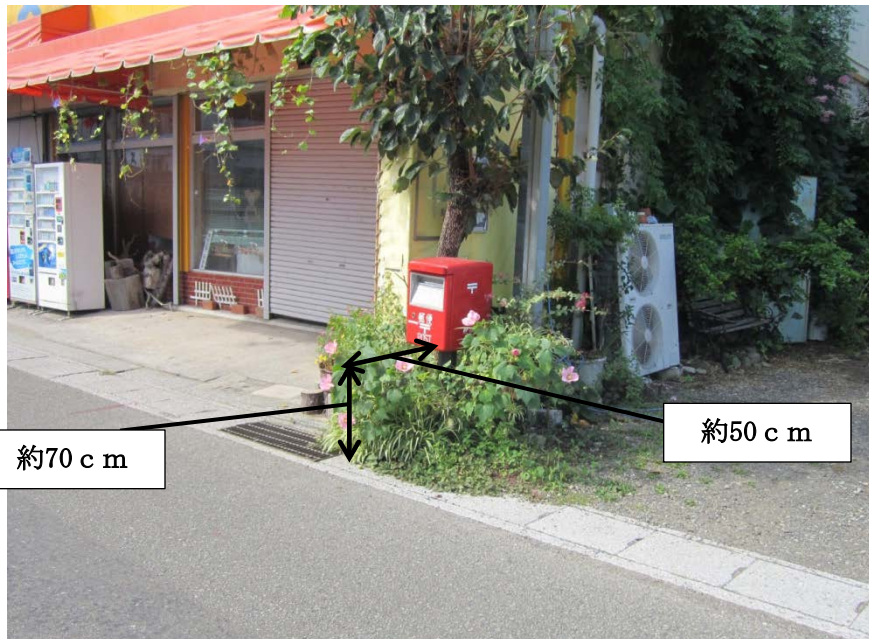
郵便ポスト前方に、斜めに10cmせり出している。
(参考)
当該仕切りがせり出している側 (ポストに向かって右側) には、点字表示された取集時刻表がある。

駐車場の仕切り (コンクリート製) とポストの右前にある防護柵との間が60cm

事例番号	Ⅲ－(2)－50－宮201 (宮崎201－A)
所在地	宮崎市大島町南窪867
管轄郵便局	宮崎中央郵便局
事例内容	郵便ポストに向かって左手前には植物が植えられている。また、向かって右手前には商店の商品が置かれており、それらの間の幅が40 c m程度しかないため、車いす使用者が郵便ポスト前までたどり着けない状況となっている。



事例番号	Ⅲ－(2)－50－宮232 (宮崎232－A)
所在地	宮崎市本郷北方3385-58
管轄郵便局	宮崎中央郵便局
事例内容	<p>郵便ポストの正面に、高さ約70 c mの植物が植えられ、また、当該植物が手前に約50 c mせり出しており、車いす使用者が郵便ポストに近付けず、郵便物を投函する際、手が届かない状況となっている（道路面から差出口までの高さは、107cm）。</p> <p>さらに、視覚障害者、肢体障害者等が郵便物を投函する際、当該植物にまずくおそれがある。</p>



事例番号	Ⅲ－(2)－50 (4－(2)－②－2－鹿369)
所在地	鹿児島市吉野町3256-3
管轄郵便局	鹿児島東郵便局
事例内容	郵便ポスト（14号）の差入口側に面して高さ83cmの防護柵が設置されており、郵便ポストと防護柵との間は37cmであり、車いす使用者の利用が困難な状況となっている。



Ⅲ-(2)-51 差入口が高いため、車いす使用者にとって障害となっているもの

事例番号	Ⅲ-(2)-51-福209
所在地	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎敷地内)
管轄郵便局	管理及び収集：博多北郵便局
事例内容	<p>福岡合同庁舎敷地に設置された郵便ポスト（12号）は、差入口までの高さが路面から155cm（このうち、土台の高さ：54cm）となっており、車いす使用者の利用が困難とみられる。</p> <p>なお、当該郵便ポストを利用できない場合、福岡合同庁舎内郵便局において郵便物を差出すことが可能であるが、郵便局の入口までの間には傾斜角度11度程度（高さ9cm）のスロープがあり、車いす使用者にとって不便な状況となっている。</p>



差入口の高さ：155cm
土台の高さ：54cm



スロープ
(傾斜角11度程度、
高さ9cm)

福岡合同庁舎内
郵便局の入口

段差 (高さ9cm)

事例番号	Ⅲ－(2)－51－宮159 (宮崎159－A)
所在地	宮崎市大字小松1158-38 (宮崎小松簡易郵便局敷地)
管轄郵便局	宮崎中央郵便局
事例内容	郵便局敷地内の植え込みに設置されており、道路面からの差入口の高さが145cmと高くなっている。このため、車いす使用者が郵便物を投函する際、手が届かない状況となっている。



差入口の高さ : 145cm

事例番号	Ⅲ－(2)－51－宮172 (宮崎172－A)
所在地	宮崎市大字富吉630-1
管轄郵便局	宮崎中央郵便局
事例内容	歩道面から高さ30cmの段(私有地)の上に設置され、歩道面から差入口までの高さが142cmと高くなっているため、車いす使用者が郵便物を投函する際、手が届かない状況となっている。



歩道面からの差入口の高さ142cm

高さ30cmの段

事例番号	Ⅲ－(2)－51－宮195 (宮崎195－A)
所在地	宮崎市新名爪96
管轄郵便局	宮崎中央郵便局
事例内容	郵便ポスト（1号角型）は、差入口までの高さが路面から144cmとなっており、車いす使用者の利用が困難とみられる。



事例番号	Ⅲ－(2)－51 (4－(2)－⑥－1 鹿348)
所在地	鹿児島市池之上町7-34
管轄郵便局	鹿児島東郵便局
事例内容	郵便ポスト（13号）は、差入口までの高さが路面から145cmとなっており、車いす使用者の利用が困難とみられる。



差入口の高さ：約145cm

事例番号	Ⅲ－(2)－51 (4－(2)－⑥－2－鹿356)
所在地	鹿児島市南林寺町19-13
管轄郵便局	鹿児島東郵便局
事例内容	郵便ポスト（13号）は、差入口までの高さが路面から147cmとなっており、車いす使用者の利用が困難とみられる。

